

第17回 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年9月29日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール
(末尾の「第17回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役(業務執行取締役に限る。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使期限

2022年9月28日(水曜日)午後6時まで

議決権行使ウェブサイトは、2022年9月17日(土)午前5時から2022年9月20日(火)午前5時までの間、メンテナンス作業のため、取扱いを休止いたします。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※詳細は5ページ及び6ページをご参照ください。

招集通知閲覧も議決権行使もスマホで簡単

招集通知を見る



スマート招集

議決権を行使する



スマート行使®

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するお願い

- 感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、極力、書面(郵送)又はインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
 - 株主総会にご出席の株主様への記念品(お土産)のご用意はございません。
- 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第17回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長 兼 CEO

八木 毅之

第17期事業年度(2021年7月1日～2022年6月30日)は、中期経営計画『Evolution 2026』の初年度として、国内技術者派遣事業の成長を図りながら、ソリューション事業及び海外事業の拡大を追求し、コア事業進化の基盤形成を推し進めてまいりました。

通期の業績面におきましては、期初予想を上回り、売上収益1,787億円(第16期対比+10.8%)、営業利益206億円(同+6.1%)と、増収増益を達成することができました。

これもひとえに、株主の皆様はもとよりお客様やすべてのステークホルダーの皆様のご支援の賜物と、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の問題の長期化に加え、ロシアのウクライナ侵攻による世界的な安全保障の危機、サプライチェーンの混乱による原材料費やエネルギー価格の高騰など、不透明な経営環境が続いております。



一方で、技術革新の変化スピードは高まり、特にビジネスや人々の暮らしのデジタル化が進む中、お客様や社会の課題はますます高度化・複雑化しているものと認識しております。

当社は、パーパス(存在意義)に基づいて、技術と人の力を磨き、お客様とともに価値を創造することを通じて、持続可能な社会の実現に向けた挑戦を続けてまいります。

また、当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分再編に伴い、プライム市場へ移行いたしました。プライム市場上場企業として、事業面のみならず、コーポレートガバナンスの強化やサステナビリティに関する取組みを積極的に進め、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第17回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件	17
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	27
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	31
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	32
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	33
第8号議案 取締役(業務執行取締役に限る。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	34

提供書面

事業報告

1.企業集団の現況	43
(1) 当連結会計年度の事業の状況	
(2) 財産及び損益の状況	
(3) 重要な子会社の状況	
(4) 対処すべき課題	
(5) 主要な事業内容	
(6) 主要な事業所等	
(7) 従業員の状況	
(8) 主要な借入先の状況	
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	

2.会社の現況	54
(1) 株式の状況	
(2) 新株予約権等の状況	
(3) 会社役員の状況	
(4) 会計監査人の状況	
(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針	

連結計算書類

連結財政状態計算書	65
連結損益計算書	66

計算書類

貸借対照表	67
損益計算書	68

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	69
計算書類に係る会計監査報告	71
監査役会の監査報告	73

TOPICS

TOPICS	74
--------------	----

株主各位

証券コード 6028
2022年9月2日
東京都港区六本木六丁目10番1号

テクノプロ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 八木 毅 之

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。
株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面(郵送)又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、5ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年9月29日(木曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)				
2 場 所	東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル 2 階 秋葉原コンベンションホール (末尾の「第17回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)				
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第17期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第17期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役(業務執行取締役に限る。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第17期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第17期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役(業務執行取締役に限る。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
報告事項	1. 第17期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第17期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役(業務執行取締役に限る。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件				

以 上

- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本株主総会招集ご通知の発送前にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしました。

当社ウェブサイト：<https://www.technoproholdings.com/>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、株主の皆様におかれましては、下記の点につきご留意いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様のご理解並びにご協力をよろしくお願い申し上げます。

■事前の議決権行使のお願い

感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日のご来場はお控えいただき、極力、書面(郵送)又はインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使に関する詳細は、5ページ及び6ページをご参照ください。

■ご来場される株主様へのお願い

ご来場を予定される株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、及び風邪症状がある等体調不良の方におかれましては、株主総会へのご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。

なお、感染拡大防止の観点から、本年の株主総会においては、下記の対応を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

- ・記念品(お土産)のご用意及び水、お茶等の飲料のご提供を取りやめさせていただきます。
- ・会場の座席の間隔を十分に確保するため、ご用意できる席数が限られます。このため、ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場入口付近で検温を実施させていただきます。検温にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、ご入場のご遠慮をお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- ・体調がすぐれないとお見受けする方に、運営スタッフがお声がけする場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場内においては、登壇役員及び運営スタッフのマスク(一部は手袋等の着用)、アルコール消毒液の設置、その他感染予防措置を講じる予定でありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮する運営とすることを検討しております。

今後の状況の変化に応じて、上記内容を変更する場合もございます。

また、株主総会当日までの状況次第では、会場や開始時刻、運営方法を大きく変更することも想定しております。

最新情報は当社ウェブサイトにてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.technoproholdings.com/>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使いただくようお願い申し上げます。

書面(郵送)により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に記載されているお願いをお読みいただき、議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

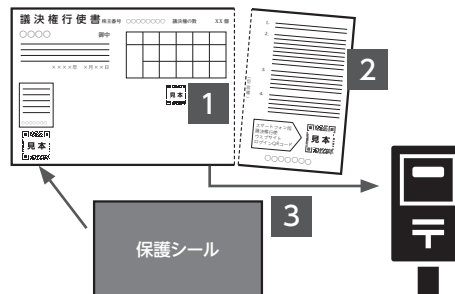
行使期限 2022年9月28日(水曜日) 午後6時到着分まで



1 議案に対する賛否をご記入ください。
※各議案につきまして、賛否のご記入がない場合、
“賛”のご記入があったものとしてお取扱いいたします。

2 ミシン目で切り離してください。

3 個人情報保護シールを貼ってご投函ください。



インターネットにより議決権を行使される場合



次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にて「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法により、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年9月28日(水曜日) 午後6時まで

議決権行使ウェブサイトは、2022年9月17日(土)午前5時から2022年9月20日(火)午前5時までの間、メンテナンス作業のため、取扱いを休止いたします。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォン・タブレットからの議決権行使が便利になりました。
インターネットによる議決権行使の方法は次頁をご参照ください。

株主総会にご出席される場合



本株主総会招集ご通知に同封しております議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。

なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※株主総会にご出席の場合は、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2022年9月29日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

場所 秋葉原コンベンションホール
東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階

(末尾の「第17回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

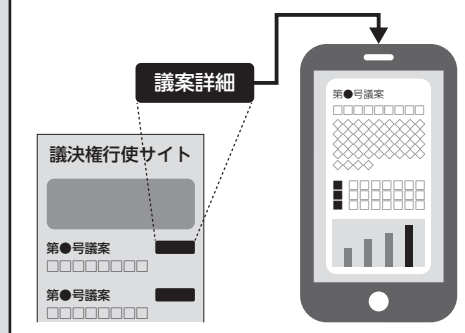
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

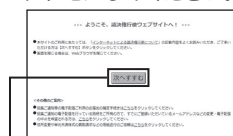
スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

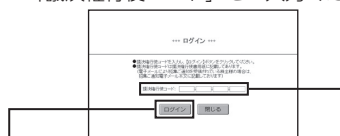
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



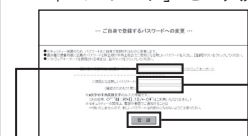
「次へ進む」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
「登録」をクリック

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン・タブレットの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権行使ウェブサイトは、2022年9月17日(土)午前5時から2022年9月20日(火)午前5時までの間、メンテナンス作業のため、取扱いを休止いたします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

◆議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)◆

機関投資家の皆様におかれましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

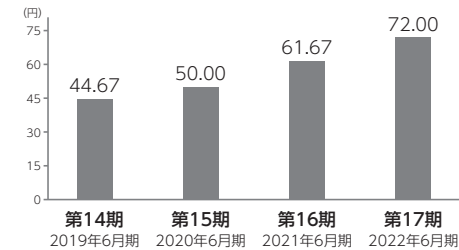
剰余金の処分の件

利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様へ直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目処とし、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。

以上の方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 52円 配当総額 5,601,745,396円 なお、中間配当金として1株につき20円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき72円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年9月30日

1株当たり年間配当金の推移



2021年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。
「1株当たり年間配当金」は、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

ご参考：1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移

区分	第14期 (2019年6月期)	第15期 (2020年6月期)	第16期 (2021年6月期)	第17期 (2022年6月期)
1株当たり年間配当金(円)	44.67	50.00	61.67	72.00
連結配当性向(%)	50.2	50.0	50.2	50.3

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会に対する監査・監督機能の一層の強化に基づくより透明性の高い経営の実現や、取締役会の適切な監督のもと経営の意思決定及び執行をさらに迅速化できる体制の構築等、コーポレートガバナンスを一層充実させることを通じて、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと考えております。
- これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、電子提供措置に関する規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定する規定の新設並びに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除並びに経過措置の新設を行うものであります。
- (3) その他、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (新 設) (4) 会計監査人

変 更 案
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削 除) (削 除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人

現 行 定 款

第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新 設)

第18条 (取締役の員数)

当社の取締役は、3名以上20名以内とする。

(新 設)

第19条 (取締役の選任)

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(新 設)

2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらない。

変 更 案

(削 除)

第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 (取締役の員数)

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条 (取締役の選任)

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらない。

現 行 定 款

第20条 (補欠取締役)

当会社は、会社法第329条第3項に規定する補欠の取締役を選任することができる。

(新 設)

2. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって期間を短縮することを妨げない。
3. 補欠取締役の選任決議の定足数は、第19条第1項の規定を準用する。

第21条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新 設)

(新 設)

変 更 案

第20条 (補欠取締役)

当会社は、会社法第329条第3項に規定する補欠の監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役を選任することができる。

2. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
3. 第1項の補欠の取締役(監査等委員であるものを除く。)の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって期間を短縮することを妨げない。
4. 補欠取締役の選任決議の定足数は、第19条第1項の規定を準用する。

第21条 (取締役の任期)

取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款

第22条 (代表取締役等)

代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役に取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役、CEO、COO又はCFO等の役職を付すことができる。

第23条 (取締役会)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役に取締役会を招集し、その議長となる。

2. 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新 設)

変 更 案

第22条 (代表取締役等)

代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)に取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役、CEO、COO又はCFO等の役職を付すことができる。

第23条 (取締役会)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役に取締役会を招集し、その議長となる。

2. 取締役会の招集は、各取締役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現 行 定 款

第25条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第26条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、必要に応じて取締役会の定める取締役会規程による。

第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第28条 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

第29条 (監査役の数)

当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。

第30条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

変 更 案

第26条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第27条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第28条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第29条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第31条 (補欠監査役) 当会社は、会社法第329条第3項に規定する補欠の監査役を選任することができる。 2. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 3. 補欠監査役の選任決議の定定数は、第30条第2項の規定を準用する。	(削 除)
第32条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
第33条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
第34条 (監査役会) 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
第35条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)

現行定款
第36条 (監査役会の議事録) <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
第37条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u>
第38条 (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>
第39条 (監査役の責任免除) <u>当会社は、監査役 (監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

変更案
(削 除)
(削 除)
(削 除)
(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第30条 (監査等委員会) <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	第31条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって決する。</u>
(新 設)	第32条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新 設)	第33条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>
第40条～第46条 (条文省略)	第34条～第40条 (現行どおり)

現行定款
(新 設)
(新 設)
(新 設)

変更案
<u>附則</u> <u>第1条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等に関する経過措置)</u> 当社は、第17回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 第17回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。 <u>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 2. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(9名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)9名(うち社外取締役4名)のご選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、取締役候補者の選定は、当社が定める「取締役・監査役選定基準」(40ページ記載)に準拠して行われ、指名報酬委員会における審議及び答申を受けて、取締役会において決定したものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会への 出席状況	指名報酬委員会への 出席状況	独立役員会議への 出席状況
1	にし お やす じ 西 尾 保 示	取締役会長 再任	非業務 執行 15/15回 (100%)	—	—
2	や ぎ たけ し 八 木 毅 之	代表取締役社長 CEO(最高経営責任者) 再任	15/15回 (100%)	—	—
3	しま おか がく 嶋 岡 学	代表取締役副社長 COO(最高執行責任者) 再任	15/15回 (100%)	—	—
4	あさ い こういちろう 浅 井 功一郎	専務取締役 再任	15/15回 (100%)	—	—
5	はぎ わら とし ひろ 萩 原 利 仁	常務取締役 CFO(最高財務責任者) 再任	15/15回 (100%)	—	—
6	わた べ つね ひろ 渡 部 恒 弘	取締役(社外) 再任 社外 独立 非業務 執行	15/15回 (100%)	6/6回 (100%)	2/2回 (100%)
7	やま だ かず ひこ 山 田 和 彦	取締役(社外) 再任 社外 独立 非業務 執行	15/15回 (100%)	6/6回 (100%)	2/2回 (100%)
8	さか もと はる み 坂 本 春 生	取締役(社外) 再任 社外 独立 非業務 執行	15/15回 (100%)	—	2/2回 (100%)
9	たか せ しょう こ 高 瀬 正 子	取締役(社外) 再任 社外 独立 非業務 執行	11/11回 (100%)	—	2/2回 (100%)

(注) 1. 高瀬正子氏については、取締役に就任した2021年9月29日以降に開催された取締役会及び独立役員会議に関する出席状況を記載しております。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が再任された場合、候補者各氏はいずれも当該保険契約の被保険者となることを予定しております。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

にし お
西尾やす し
保示

生年月日（1951年12月7日生）
満70歳（2022年9月29日現在）
所有する当社の株式数 123,240株
（2022年6月30日現在）

再任

非業務
執行

取締役在任期間

10年5か月

2022年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1974年 4月 ㈱日本長期信用銀行(現㈱新生銀行)入行
2000年 3月 同行管理部長
2000年 7月 山佐㈱常務執行役員
2004年12月 セコムメディカルリソース㈱専務取締役
2005年10月 ㈱あんしん会 四谷メディカルキューブ常務理事
2006年10月 昭和地所㈱CFO兼財務部長
2007年 7月 国際興業㈱専務執行役員兼CFO
2008年 5月 グッドウィル・グループ㈱取締役兼CFO
2009年10月 ラディアホールディングス㈱常務執行役員兼CFO
2010年10月 ㈱アドバンテージ・リソーシング・ジャパン常務取締役兼CFO
2012年 4月 当社常務取締役兼CFO兼財務経理本部長
2013年 7月 当社代表取締役社長兼CEO兼CFO兼財務経理本部長
2014年 2月 当社代表取締役社長兼CEO
2014年 7月 ㈱テクノプロ代表取締役社長
2021年 7月 当社取締役会長(現任)

【重要な兼職の状況】

なし

〈取締役候補者とした理由〉

西尾保示氏は、銀行をはじめとする様々な業界における経営職を経て、当社では最高財務責任者を務めた後、2013年7月から代表取締役社長兼CEOとして経営全般を指揮統轄し、当社グループの業績の継続的な向上を実現した実績を有しております。2021年7月に取締役会長に就任以来、当社における豊富な経営経験に裏付けされた的確な視点及び業務執行に携わらない客観的な立場から助言を行うとともに、取締役会の議長としてコーポレートガバナンスの実効性の向上に努め、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 西尾保示氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西尾保示氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。

候補者番号

2

やぎ
八木

たけし
毅之

生年月日 (1967年8月9日生)
満55歳 (2022年9月29日現在)
所有する当社の株式数 39,420株
(2022年6月30日現在)

再任



取締役在任期間

8年2か月

2022年6月期における出席状況
取締役会

15/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行)入行
2008年 5月 (株)新生銀行人事部部长
2012年11月 当社常務執行役員兼人事本部長
2013年 8月 (株)テクノプロ・コンストラクション取締役(現任)
2014年 2月 当社常務執行役員(人事総務担当)
2014年 7月 当社取締役(人事総務担当)兼常務執行役員
(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員
2018年 9月 当社取締役(人事総務担当兼CSR推進副担当)兼常務執行役員
2021年 7月 当社代表取締役社長兼CEO(現任)
(株)テクノプロ取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ取締役

(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

〈取締役候補者とした理由〉

八木毅之氏は、特に人事、人材開発、コーポレートガバナンス等の各分野における豊富な実務経験に加え、サステナビリティに関連する事項やファイナンス等を含む幅広い知見を有しております。銀行において人事分野に長く従事した後、2014年7月に当社取締役に就任、特に、コーポレートガバナンスの強化、内部管理体制や人事諸制度の整備、教育研修体系の構築等を進めたほか、戦略策定への参画を通じた事業の成長・業績の向上及び取締役会の意思決定機能の強化に貢献した実績を有しております。その後、2021年7月に代表取締役社長兼CEOに就任以来、当社グループの経営全般を指揮統括し、中期経営計画の重要戦略の推進及び実行を牽引しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 八木毅之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

しまおか
嶋岡がく
学生年月日（1975年6月12日生）
満47歳（2022年9月29日現在）
所有する当社の株式数 107,220株
（2022年6月30日現在）

再任



取締役在任期間

8年7か月

2022年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100％）

略歴、当社における地位及び担当

2006年 8月 (株)シーテック代表取締役社長
2006年11月 (株)クリスタル代表取締役社長
2007年 6月 グッドウィル・グループ(株)常務執行役員
2008年 5月 グッドウィル・グループ(株)取締役COO
2009年10月 ラディアホールディングス(株)常務執行役員
2012年 4月 当社常務執行役員
2014年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員
2014年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員
2019年 3月 当社取締役(事業担当兼海外事業担当)兼常務執行役員
2021年 7月 当社代表取締役副社長兼COO(現任)
(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長)(現任)
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長)
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

〈取締役候補者とした理由〉

嶋岡学氏は、長年にわたり人材ビジネスに携わってきたため、業界・顧客動向及び技術潮流に精通し、当社グループの事業運営における豊富な経験を有しています。2014年2月に当社取締役(事業担当)に就任以来、特に担当事業部門における技術者の高付加価値化、最新技術を有する企業との協業の推進、海外事業の戦略構築及び国内事業とのシナジー追求等の面で実績をあげた後、2021年7月に代表取締役副社長兼COOに就任、当社グループの事業運営に関する業務執行を統括し、特に中期経営計画におけるソリューション事業及び海外事業の伸長や、技術者育成事業及びDX推進事業の拡大方針を牽引するとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といました。

(注) 嶋岡学氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

あさ い
浅井

こう い ち ろ う
功 一 郎

生年月日 (1970年3月3日生)
満52歳 (2022年9月29日現在)
所有する当社の株式数 53,220株
(2022年6月30日現在)

再任



取締役在任期間

8年7か月

2022年6月期における出席状況

取締役会

15/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

2006年 1月 (株)クリスタル代表取締役社長
2007年 6月 グッドウィル・グループ(株)執行役員
2008年11月 (株)テクノプロ・エンジニアリング代表取締役社長
2010年 7月 (株)CSI代表取締役社長
2011年 6月 (株)アドバンテージ・サイエンス代表取締役社長
2012年 4月 当社常務執行役員
2014年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員
2014年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)兼専務執行役員
2021年 7月 当社専務取締役(現任)
(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)

〈取締役候補者とした理由〉

浅井功一郎氏は、長年にわたり人材ビジネスに携わってきたため、業界・顧客動向及び技術潮流に精通し、当社グループの事業運営における豊富な経験を有しています。2014年2月から当社取締役(事業担当)として、2021年7月から専務取締役として、特に担当事業部門における技術者数の増加と利益の拡大、大手IT企業とのパートナーシップの推進、クラウド・セキュリティ・ERP関連各事業への注力等、コア事業の成長と進化を牽引するとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

(注) 浅井功一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

はぎわら
萩原としひろ
利仁生年月日（1971年8月1日生）
満51歳（2022年9月29日現在）
所有する当社の株式数 10,227株
（2022年6月30日現在）

再任



取締役在任期間

3年

2022年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100％）

略歴、当社における地位及び担当

1996年 4月 (株)レコフ入社
2004年 8月 (株)サーベラスジャパン入社
2006年 4月 同社マネージングディレクター
2017年 1月 (株)朝日新聞社(経営企画室戦略チーム)
2019年 5月 当社常務執行役員(管理担当)
(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員(現任)
2019年 7月 当社常務執行役員(管理担当)兼CFO
2019年 9月 当社取締役(管理担当)兼CFO
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役(現任)
2021年 7月 当社常務取締役兼CFO(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

〈取締役候補者とした理由〉

萩原利仁氏は、企業買収、ファイナンス、資本市場、会計、税務の各分野に精通するとともに、豊富な実務経験を有しております。また、外資系投資ファンドに在職していた際に、当社グループの前身企業に対する投資に関与したことから、当社ビジネスについても熟知しております。2019年9月から当社取締役(管理担当)兼CFOとして、2021年7月から常務取締役兼CFOとして、特に経営戦略の立案、資本コストの活用による経営管理の強化、中長期的な成長戦略の実効性を高めるための資本政策、財務安定性の確保、積極的なIR活動・企業情報の開示等の面で貢献するとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

(注) 萩原利仁氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

わた べ
渡部

つねひろ
恒弘

生年月日 (1945年 2月17日生)
満77歳 (2022年 9月29日現在)
所有する当社の株式数 0株
(2022年 6月30日現在)

再任

社外

独立

非業務
執行



取締役在任期間

10年5か月

2022年6月期における出席状況

取締役会

15／15回 (100%)

指名報酬委員会

6／6回 (100%)

独立役員会議

2／2回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行)入行
1994年 6月 同行取締役
1998年 7月 UBS信託銀行(株)取締役会長
2004年12月 UBS証券(株)取締役副会長
2007年 3月 モルガン・スタンレー証券(株)(現モルガン・スタンレーMUFG証券(株))副会長
2010年 8月 シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)会長
2011年 6月 デジタル・アドパタイジング・コンソーシアム(株)社外監査役
2012年 4月 当社取締役(現任)
(財)国際経済交流財団理事(現任)
2015年 6月 デジタル・アドパタイジング・コンソーシアム(株)社外取締役

【重要な兼職の状況】

(財)国際経済交流財団理事

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

渡部恒弘氏は、銀行、外資系金融機関等における経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、2012年4月に当社の社外取締役に就任以来、取締役会において当社グループの経営全般についての積極的な提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。また、指名報酬委員会の委員として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 渡部恒弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡部恒弘氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、10年5か月となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(40ページ及び42ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 渡部恒弘氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。

候補者番号

7

やま
だ
山田かずひこ
和彦生年月日（1981年4月28日生）
満41歳（2022年9月29日現在）
所有する当社の株式数 0株
（2022年6月30日現在）

再任

社外

独立

非業務
執行取締役在任期間
7年

2022年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100%）

指名報酬委員会

6／6回（100%）

独立役員会議

2／2回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 第二東京弁護士会登録
中村・角田・松本法律事務所所属
2012年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任）
2015年 9月 当社取締役（現任）
2016年 9月 学習院大学法科大学院特別招聘教授（現任）
2019年12月 ㈱東京商品取引所社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

中村・角田・松本法律事務所パートナー
㈱東京商品取引所社外監査役

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

山田和彦氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士として、特に企業買収、企業再編、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を有しており、2015年9月に当社の社外取締役に就任以来、取締役会において特にコーポレートガバナンス強化についての提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。また、指名報酬委員会の委員として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 山田和彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田和彦氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、7年となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」（40ページ及び42ページ記載）を満たしております。当社は、同氏を㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 山田和彦氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。

候補者番号

8

さかもと
坂本

はるみ
春生

生年月日（1938年4月10日生）
満84歳（2022年9月29日現在）
所有する当社の株式数 0株
（2022年6月30日現在）

再任

社外

独立

非業務
執行



取締役在任期間
6年

2022年6月期における出席状況
取締役会

15／15回（100%）

独立役員会議

2／2回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1962年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省
1984年 7月 同省大臣官房企画室長
1986年 6月 札幌通商産業局長
1987年 8月 ㈱第一勧業銀行顧問
1990年 5月 ㈱西友常務取締役
1997年 5月 同社代表取締役副社長
1997年 9月 ㈱西武百貨店代表取締役副社長
1999年 4月 ㈱経済同友会副代表幹事
2000年10月 ㈱2005年日本国際博覧会協会常任理事事務総長
2003年10月 同協会副会長
2006年 6月 ㈱流通システム開発センター会長
2008年 6月 ㈱横浜銀行社外取締役
2010年 6月 ㈱日本ファシリティマネジメント推進協会会長
2013年 6月 三菱自動車工業㈱社外取締役
2016年 9月 当社取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

なし

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

坂本春生氏は、通商産業政策に携わる行政官として、また企業経営者や各種団体の責任者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。さらに、複数の上場会社において社外取締役を務めた経験もあるなど、高い見識を有しております。2016年9月に当社の社外取締役に就任以来、取締役会において当社グループの経営全般についての積極的な提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 坂本春生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂本春生氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、6年となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(40ページ及び42ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 坂本春生氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。
4. 坂本春生氏が2018年6月まで社外取締役に就任していた三菱自動車工業㈱において、2016年4月に同社製車両の燃費試験における不正行為の事実が判明いたしました。また、同年9月に、国土交通省から、当該不正行為のあった車両の燃費値の再検証のために同社にて行った社内試験においても、不正行為があったとの指摘を受けました。さらに、2017年1月に、消費者庁から、燃費試験における不正行為があった同社製車両のカタログ等の表示において、不当品類及び不当表示防止法に違反する行為があったとして、措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、いずれの事実についても当該事実が判明するまで認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止を指示いたしました。

候補者番号

9

たか せ
高瀬

しょう こ
正子

生年月日（1965年1月4日生）
満57歳（2022年9月29日現在）
所有する当社の株式数 0株
（2022年6月30日現在）

再任

社外

独立

非業務
執行



略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
2005年 1月 IBM Corporation(IBM米国本社)出向
2007年 1月 日本アイ・ビー・エム(株)グローバル・テクノロジー・サービス事業統括Marketing & Strategy部長
2010年 1月 同社ソフトウェア事業統括Tivoli事業部長
2015年 7月 同社成長戦略モバイル戦略責任者
2016年 7月 同社グローバル・テクノロジー・サービス事業統括レジリエンシー・サービス事業部長
2018年 7月 同社理事クラウドソリューションセンター長
2019年 4月 シスコシステムズ(株)専務執行役員エンタープライズ事業統括
2021年 7月 当社顧問
2021年 9月 当社取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

なし

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

高瀬正子氏は、グローバルなIT企業における経営者としての経験並びにIT技術を活用した顧客のトランスフォーメーションを実現した豊富な実績に加え、顧客動向及び技術潮流に関する幅広い知見を有しております。2021年9月に当社の社外取締役に就任以来、中期経営計画において特にデジタル領域に重点を置いたソリューション事業の拡大を目指すにあたり、取締役会において実践的な視点に基づく有用な提言や助言を積極的に行なうとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

取締役在任期間

1年

2022年6月期における出席状況

取締役会

11／11回（100％）

独立役員会議

2／2回（100％）

- (注) 1. 高瀬正子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高瀬正子氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(40ページ及び42ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 高瀬正子氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)のご選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役候補者の選定は、監査等委員会設置会社への移行を踏まえて、当社が定める「取締役・監査役選定基準」(40ページ記載)に準拠して行われ、指名報酬委員会における審議及び答申を受けて、取締役会において決定したものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	指名報酬委員会への 出席状況	独立役員会議への 出席状況
1	まだらめひとし 斑目仁	常勤監査役 新任	15/15回 (100%)	16/16回 (100%)	—	—
2	たかおみつとし 高尾光俊	非常勤監査役(社外) 新任	15/15回 (100%)	16/16回 (100%)	6/6回 (100%)	2/2回 (100%)
3	たなべこ 田邊るみ子	非常勤監査役(社外) 新任	15/15回 (100%)	16/16回 (100%)	—	2/2回 (100%)

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が選任された場合、候補者各氏はいずれも当該保険契約の被保険者となることを予定しております。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

まだら め

斑目

ひとし

仁

生年月日（1962年5月25日生）
満60歳（2022年9月29日現在）
所有する当社の株式数 549株
（2022年6月30日現在）

新任



取締役在任期間

—

監査役在任期間

3年

2022年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100％）

監査役会

16／16回（100％）

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 ㈱石丸電気入社
1997年 3月 ㈱ティエスティ入社
2007年 6月 同社執行役員管理本部長
2008年12月 ㈱CSI執行役員(コンプライアンス推進本部)
2012年 7月 同社執行役員管理本部長
2013年 6月 当社内部監査部長
2019年 9月 当社常勤監査役(現任)
㈱テクノプロ監査役(現任)
㈱テクノプロ・コンストラクション監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

㈱テクノプロ監査役
㈱テクノプロ・コンストラクション監査役

〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉

斑目仁氏は、当社グループ内の事業会社の管理部門責任者及び当社の内部監査部門責任者としての長年の経験を有するため、当社グループの組織・事業内容・業務プロセスや遵守が求められる法令等に精通しております。さらに、2019年9月に当社の常勤監査役に就任以来、相当程度の監査経験を積んでおります。引き続き当社に対する実効性の高い監督・監査・助言を得ることを期待できることから、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 斑目仁氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 斑目仁氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、監査役として、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏を監査等委員である取締役とする選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。

候補者番号

2

た か お
高尾

みつとし
光俊

生年月日 (1950年4月1日生)
満72歳 (2022年9月29日現在)
所有する当社の株式数 12,000株
(2022年6月30日現在)

新任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

1972年 4月 川崎重工業(株)入社
1998年 1月 同社航空宇宙事業本部ジェットエンジン事業部管理部長
2004年 4月 同社本社財務経理部長
2005年 4月 同社執行役員
2008年 6月 同社代表取締役常務
2012年 4月 同社代表取締役副社長
2014年 4月 当社監査役(現任)
2018年 3月 メック(株)取締役監査等委員(現任)
2020年 9月 (株)テクノプロ監査役(現任)
(株)テクノプロ・コンストラクション監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

メック(株)取締役監査等委員
(株)テクノプロ監査役
(株)テクノプロ・コンストラクション監査役

取締役在任期間

—

監査役在任期間

8年5か月

2022年6月期における出席状況

取締役会

15／15回 (100%)

監査役会

16／16回 (100%)

指名報酬委員会

6／6回 (100%)

独立役員会議

2／2回 (100%)

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

高尾光俊氏は、財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見並びに大手企業における経営者としての豊富な経験に基づいて、2014年4月に当社の社外監査役に就任以来、取締役会・監査役会等において有益な意見を積極的に述べる等、社外監査役職務を適切に遂行しております。また、指名報酬委員会の委員長として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。さらに、他の上場会社において社外取締役(監査等委員)を務めるなど、高い見識と専門知識を有しております。引き続き中立的かつ客観的な見地からの監督・監査・助言を得ることが期待できることから、同氏を新たに監査等委員である社外取締役(独立役員)候補者といいたしました。

- (注) 1. 高尾光俊氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高尾光俊氏は社外取締役候補者であります。同氏は、現在、当社社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、8年5か月となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(40ページ及び42ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 高尾光俊氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、監査役として、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏は監査等委員である取締役とする選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。

候補者番号

3

たなべ
田邊

こ
るみ子

生年月日（1969年12月5日生）
満52歳（2022年9月29日現在）
所有する当社の株式数 300株
（2022年6月30日現在）

新任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

1992年 4月 監査法人朝日親和会計社（現有限責任あずさ監査法人）監査部
2003年 1月 アメリカンホーム医療・損害保険㈱アシスタント・コントローラー
2004年12月 同社経理財務部長兼コントローラー
2006年 3月 ㈱ファーストリテイリンググループ連結経理チームリーダー
2007年 1月 HOYA㈱連結グループリーダー
2014年10月 同社財務部Accountingゼネラル・マネジャー
2018年 7月 同社ビジョンケアカンパニーグローバル本部シニアマネジャー
2020年 6月 ㈱Fast Fitness Japan取締役（監査等委員）
2020年 7月 田邊公認会計士事務所開設（現任）
2020年 9月 当社監査役（現任）
2020年10月 クレジットエンジン・グループ㈱常勤監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

田邊公認会計士事務所所長
クレジットエンジン・グループ㈱常勤監査役

取締役在任期間

—

監査役在任期間

2年

2022年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100％）

監査役会

16／16回（100％）

独立役員会議

2／2回（100％）

〈監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要〉

田邊るみ子氏は、公認会計士としての専門性に加え、上場企業における経理財務業務、子会社監査役業務等の経験を通じた、財務会計・監査全般・コーポレートガバナンス等の分野における豊富な知見を有しており、2020年9月に当社の社外監査役に就任以来、取締役会・監査役会等において有益な意見を述べる等、社外監査役職務を適切に遂行しております。さらに、他の企業において監査役を務めるなど、高い見識と専門知識を有しております。引き続き中立的かつ客観的な見地からの監督・監査・助言を得ることが期待できることから、同氏を新たに監査等委員である社外取締役（独立役員）候補者といたしました。

- （注） 1. 田邊るみ子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 田邊るみ子氏は社外取締役候補者であります。同氏は、現在、当社社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」（40ページ及び42ページ記載）を満たしております。当社は、同氏は㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 田邊るみ子氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、監査役として、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏を監査等委員である取締役とする選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令又は定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役のご選任をお願いお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、補欠の監査等委員である取締役候補者の選定は、監査等委員会設置会社への移行を踏まえて、当社が定める「取締役・監査役選定基準」(40ページ記載)に準拠して行われ、指名報酬委員会における審議及び答申を受けて、取締役会において決定したものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

きた あ ら い
北新居

よ し お
良雄

生年月日 (1954年9月5日生)
満68歳 (2022年9月29日現在)
所有する当社の株式数 0株
(2022年6月30日現在)

新任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 第一東京弁護士会登録
岡田一三法律事務所(後に、岡田・田川法律事務所)勤務
1986年 1月 聖橋法律事務所入所
1988年 8月 英国フィールド・フィッシャー・アンド・マーティノー事務弁護士事務所(後に、フィールド・フィッシャー・ウオーターハウス法律事務所)勤務
1991年 9月 聖橋法律事務所入所
2000年 1月 糸賀法律事務所入所
2001年 4月 北新居・青木法律事務所代表弁護士(現任)
2009年 4月 第一東京弁護士会副会長
2011年 4月 ㈱輔仁会理事(現任)
2012年10月 ㈱つむぎ評議員(現任)

【重要な兼職の状況】

北新居・青木法律事務所代表弁護士

〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

北新居良雄氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、長年にわたり、弁護士として、商取引、会社組織再編、雇用等に関する案件のほか、株主代表訴訟等会社関係訴訟等に從事された経験を有しております。法務に関する専門的な観点から、取締役の職務執行に対する適切な監督、助言等を得ることが期待できることから、同氏を新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 北新居良雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北新居良雄氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(40ページ及び42ページ記載)を満たしております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を(株東京証券取引所)に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 北新居良雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。北新居良雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となることを予定しております。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第6号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の金銭報酬の額については、2014年6月30日付臨時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、あらためて、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の金銭報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額600百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内)と定めることといたしたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名(うち社外取締役4名)であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る金銭報酬の支給対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち社外取締役4名)となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

今般の報酬額の設定は、上記の事情を勘案したものであること、本議案に基づく固定報酬及び単年度賞与(業績連動報酬)は、本総会終結後の取締役会において決議予定の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき支給するものであること、また指名報酬委員会における審議の結果、本議案の報酬額の設定は妥当である旨の答申を受けていることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員としての職責や経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額100百万円以内と定めることといたしたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬の支給対象となる監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

今般の報酬額の設定は上記の事情を勘案したものであること、2014年6月30日付臨時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同一の報酬額をご承認いただくことをお願いするものであること、また指名報酬委員会における審議の結果、本議案の報酬額の設定は妥当である旨の答申を受けていることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

第8号議案

取締役(業務執行取締役に限る。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の概要

当社は、2021年9月29日開催の第16回定時株主総会において、当社の取締役(業務執行取締役に限ります。)に対するインセンティブ制度として、業績目標の達成度に応じて算出される数の譲渡制限付株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「本制度」といいます。)の導入についてご承認をいただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、あらためて本制度に係る報酬枠を設定することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬額とは別枠といたします。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬の支給対象となる取締役は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は2021年9月29日開催の第16回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であります。また、本制度は本総会終結後の取締役会において決議予定の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき支給するものであること、また指名報酬委員会における審議の結果、本制度は妥当である旨の答申を受けていることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

2. 本制度の概要

本制度は、原則として中期経営計画と同一の期間を対象期間(当初は、2021年7月1日に開始する事業年度から2025年7月1日に開始する事業年度までの5事業年度)とし、対象期間における業績目標の達成度により決定される数の譲渡制限付株式を対象期間終了後に、当社の取締役(業務執行取締役に限ります。以下「対象取締役」といいます。)に対して交付するという制度です。具体的には、上記のとおり決定される数の当社普通株式を交付するため、対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、当社による普通株式の発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を交付し、かつ、譲渡制限の解除日まで当該株式を譲渡しないことを対象取締役と当社との間で合意することによって譲渡制限を付します。なお、譲渡制限の解除日は原則として取締役の退任日とします。

本制度に基づく対象取締役に対する金銭報酬債権の付与及び普通株式の交付は、対象期間の終了直後の事業年度に行うものとし(具体的な時期については、取締役会の諮問機関として設置している指名報酬委員会の答申を最大限尊重して、取締役会において決定するものとします。)、その金銭報酬債権の総額は各対象期間の年数に160

百万円を乗じた額以内、普通株式の総数は各対象期間の年数に160千株を乗じた数以内といたします。したがって、当初の対象期間(5年)については、それぞれ800百万円、800千株が上限となります。ただし、かかる普通株式の総数上限については、本議案の承認決議の日以降に当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)又は株式併合等が行われた場合には当該分割比率・併合の比率等に応じて調整されるものとします。

3. 本制度の導入目的

当社は2021年8月10日付で新中期経営計画『Evolution 2026』にて、当社グループのパーパス・ビジョン実現に向けた中長期戦略を公表しております。本制度は、対象取締役の報酬と当社の中長期の業績及び当社の株式価値との連動性を明確化することにより、対象取締役に新中期経営計画に掲げた業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入したものです。

4. 本制度の詳細について

(1) 交付株式数

上記2. 本制度の概要のとおり、本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、対象期間(原則として、中期経営計画期間)における業績目標の達成度に応じて変動します。その株式数の総数上限は上記のとおりですが、当初の対象期間については、下記の算定方法により算定される数(ただし、対象期間における対象取締役の在任期間によって、交付株式数を合理的に調整することがあります。)を、各対象取締役に交付する数とすることを予定しています。

<交付株式数の算定方法>

交付株式数 = (Ⅰ) 連結当期利益連動株式数 + (Ⅱ) 連結ROE連動株式数

なお、下記のとおり、連結当期利益連動株式数と連結ROE連動株式数の比率は8：2とします。

(Ⅰ) 連結当期利益連動株式数

基礎報酬(※1) × 0.8 × 業績支給率(Ⅰ)(※2) ÷ 株式割当株価(※3)

(※1) 基礎報酬は別途取締役会で定めます。

(※2) 業績支給率(Ⅰ)は中期経営計画の連結当期利益(非支配持分控除後の親会社の所有者に帰属する当期利益)の目標値の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動します。

(※3) 株式割当株価は株式の発行又は自己株式の処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を踏まえて対象取締役に特に有利とならない価格を取締役会にて決定します。

(Ⅱ) 連結ROE連動株式数

基礎報酬(※1) × 0.2 × 業績支給率(Ⅱ)(※4) ÷ 株式割当株価(※3)

(※4) 業績支給率(Ⅱ)は中期経営計画の連結ROEの目標値を達成した場合には100%とし、未達の場合は0%とします。

(2) 金銭報酬債権の額

対象取締役に対して付与する金銭報酬債権の総額は上記2. に記載のとおりですが、当初の対象期間(2021年7月1日に開始する事業年度から2025年7月1日に開始する事業年度までの5事業年度)については、上記(1)のとおり決定される交付株式数に上記(1)(※3)記載の株式割当株価を乗じた金額をもって、各対象取締役に付与する金銭報酬債権の額とすることを予定しています。

(3) 譲渡制限

本制度による当社の普通株式の発行又は自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結することによって譲渡制限を付するものとします。また、この譲渡制限の実効性を確保するため、本制度に基づき対象取締役に交付した株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

- ①対象取締役は、退任までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②対象取締役の在任期間中に、当社と当該取締役の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合等、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③その他、当社取締役会において予め設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

ただし、対象期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により対象取締役が取締役を退任した場合は、上記(1)のとおり決定される数の、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。

(4) その他

対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他これらに類する組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には(ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。)、本制度に基づく金銭報酬債権の付与及び株式の交付を行わないこととします。

また、本制度はいわゆるマルス制度として、対象期間中に取締役を退任した場合又は一定の非違行為があった場合には、指名報酬委員会の答申を最大限尊重して、本制度に基づく金銭報酬債権の付与及び株式の交付を行わないこととします。

[ご参考]

2021年9月29日開催の第16回定時株主総会において、本制度の導入についてご承認をいただいた後、当社並びに当社子会社の取締役、執行役員及びその他中核人材に対しても、本制度と同様の業績連動型株式報酬を導入いたしております。

ご参考：取締役会のスキルマトリックス

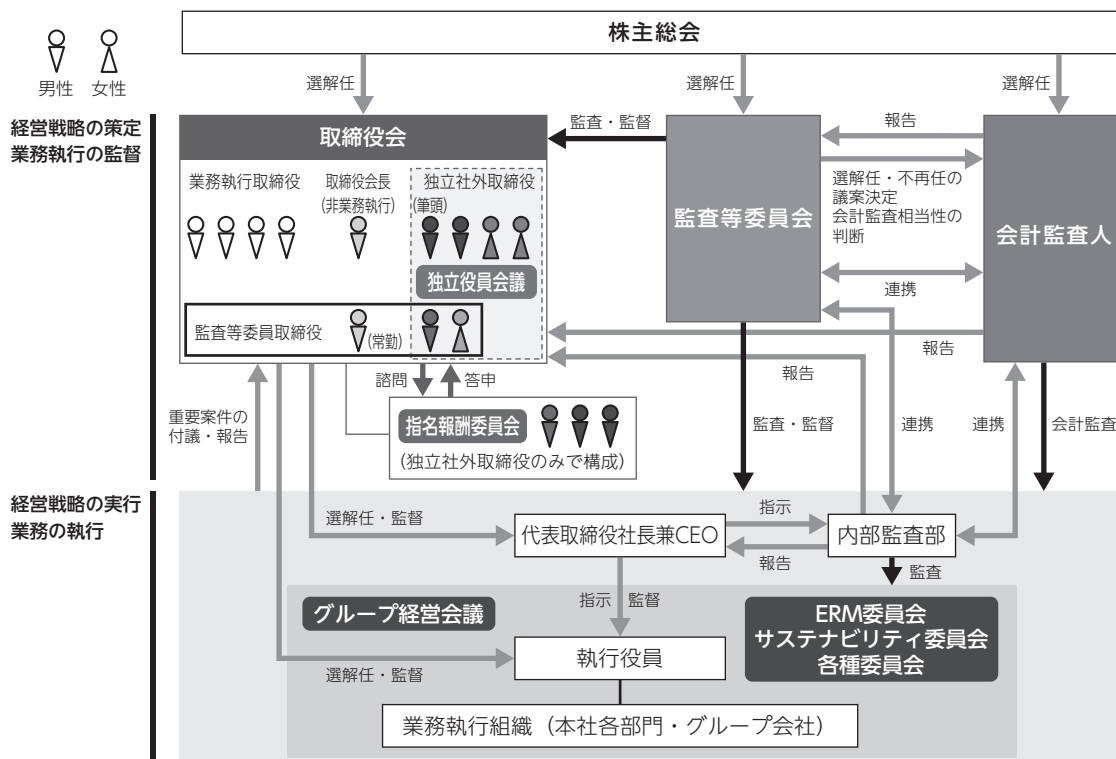
当社は、企業としての存在意義（パーパス）「『技術』と『人』のチカラで お客さまと価値を共創し、持続可能な社会の実現に貢献する。」に立脚し、中期経営計画『Evolution 2026』の重要戦略である(1)コア事業(国内技術者派遣事業)の成長と進化、(2)デジタル領域を中心としたソリューション事業・海外事業の拡大、(3)技術者育成事業・DX推進事業の伸長に取り組んでおります。これらの着実な遂行と適切な監督を果たすため、当社の取締役会は、必要な知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成される必要があると考えております。

第2号議案並びに第3号議案及び第4号議案が承認された場合の取締役会の構成及び各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

		取締役会 ◎議長	監査等委員会 ◎委員長	指名報酬委員会 ◎委員長	独立役員会議 ◎議長	属性		経験業務・知識等										専門性	
						ジェンダー	独立性	人材ビジネス運営の実績・経験	潮流の知見	テクノロジー、IT・デジタルの	上場企業等の他社における経営経験	CFD経験・知識 財務・会計・税務の経験・知識	M&Aの経験・知識	グローバル経験・語学力	人事・人材開発の経験・知識	ESG・サステナビリティの知見	法務・コンプライアンス・リスク管理・内部監査の経験・知識	(工業や業務関連性の高い保有資格等を記載)	
氏名	地位・役職					★女性 ●男性													
西尾 保示	取締役会長	◎				●		●			●	●		●					
八木 毅之	代表取締役社長兼CEO	●				●								●	●	●			
嶋岡 学	代表取締役副社長兼COO	●				●		●	●										
浅井 功一郎	専務取締役	●				●		●	●										
萩原 利仁	常務取締役兼CFO	●				●						●	●	●				公認会計士	
渡部 恒弘	社外取締役	●		●	◎	●	●			●			●	●					
山田 和彦	社外取締役	●		●	●	●	●										●	弁護士	
坂本 春生	社外取締役	●			●	★	●			●									
高瀬 正子	社外取締役	●			●	★	●		●	●				●					
斑目 仁	取締役(常勤監査等委員)	●	◎			●											●		
高尾 光俊	社外取締役(監査等委員)	●	●	◎	●	●	●			●	●				●				
田邊 るみ子	社外取締役(監査等委員)	●	●		●	★	●					●						公認会計士	

(注) 1. 上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。
2. 各項目の「経験」とは、該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事していたものを指します。

ご参考：当社のガバナンス体制について
コーポレート・ガバナンス／内部統制の体制



(注) 1. 第2号議案並びに第3号議案及び第4号議案が承認された場合の体制を表しております。

2. 取締役会の議長は非業務執行取締役会長、監査等委員会の委員長(議長)は常勤監査等委員取締役、指名報酬委員会の委員長(議長)は独立社外取締役、独立役員会議の議長は単独独立社外取締役とする予定です。

当社グループでは、持続的な成長と企業価値向上のため最良のコーポレートガバナンスを実現すべく、「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、以下の体制を構築しております。なお、「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、監査等委員会設置会社への移行を踏まえた改訂を実施する予定です。

- ・取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督監視機能と、監査等委員会による監査機能を有する監査等委員会設置会社を採用する。

- ・執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで機動的かつ効率的な業務運営を行う。
- ・役員の指名・報酬等に関し社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、諮問機関としての指名報酬委員会を設置・活用することにより、統治機能の更なる充実を図る。

(指名報酬委員会の開催状況)

当事業年度中に6回開催、当社及び当社グループ会社の役員人事・役員報酬(個別具体的な人事・報酬額のほか、報酬決定方針や株式報酬制度等)、機関設計の見直し、キーポジションのサクセッション等に係る審議を実施

- ・財務報告の信頼性確保をはじめとする目的のために、内部統制の体制の充実を図る。
- ・独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えるとともに、中長期の収益性の向上に資するガバナンスの強化を図るための取組みとして、独立社外取締役及び独立社外監査役(監査等委員会設置会社移行後は独立社外取締役)同士の情報交換、認識共有、意見交換等を行う会議体である独立役員会議を設置。

(独立役員会議の開催状況)

当事業年度中に2回開催、当社グループの事業戦略・コーポレートガバナンス体制等に係る情報共有、意見交換等を実施

【取締役の実効性に関する分析・評価】

当社では、「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、年1回、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示することとしております。分析・評価の方法等は以下のとおりであります。

(評価方法)	自己評価アンケート方式
(実施対象)	すべての取締役・監査役
(アンケート項目)	① 取締役会の規模・構成 ② 取締役会の運営 ③ 社外役員への情報提供・支援 ④ 取締役会の役割・責務 ⑤ 株主・投資家・その他ステークホルダーとの関係 ⑥ (取締役・監査役)個人としての貢献 ⑦ 指名報酬委員会の運営
(分析方法)	自己評価アンケートの集計結果を踏まえて取締役会にて討議を実施、取締役会の実効性の確認と課題の抽出を行う

当事業年度における分析・評価の結果の概要については、2022年9月に株式会社東京証券取引所に提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載して開示する予定であります。

「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト(<https://www.technoproholdings.com/>)に掲載しております。

ご参考：

当社は次のとおり「取締役・監査役選定基準及び選解任手続」「CEO選解任基準及び選解任手続」「社外役員 独立性判断基準」を制定しております。また、すべての取締役(監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役の候補者の選定にあたり、指名報酬委員会への諮問、審議、答申を経ております。

なお、以下の「取締役・監査役選定基準及び選解任手続」「CEO選解任基準及び選解任手続」「社外役員 独立性判断基準」については、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、適宜、改定を行うことを予定しております。

【取締役・監査役選定基準及び選解任手続】

1. 取締役・監査役選定基準

当社の取締役及び監査役は、法定及び定款上の要件の充足、役員規程に定める欠格事由への非該当、並びに現在及び過去における反社会的勢力との非関与に加え、以下の要件を満たすものとする。

すべての取締役・監査役に求められる「前提要件」	
1. 人格、知識・見識に優れ、高い遵法精神、倫理観を有していること 2. 客観的判断能力、洞察力、先見性を有していること	
特に社外取締役・社外監査役に求められる「共通要件」	
1. 企業経営、内部統制、法令遵守、財務・会計、金融、法曹、行政、危機管理、教育等のいずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験及び指導的役割を務めた経験を有していること 2. 当社グループ全体を俯瞰し理解する能力、本質的な課題やリスクを把握する能力等を有し、取締役会等における率直・活発で建設的な審議への貢献が期待できること	
特に社外取締役に求められる要件	特に社外監査役に求められる要件
1. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断、及び会社の持続的な成長に対する助言や支援ができること	1. 監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的をもって選任されることからして、中立の立場から客観的に監査意見を表明できること
特に社内取締役に求められる要件	特に社内監査役に求められる要件
1. 当社グループを巡る業界動向・関連諸規制、当社グループのビジネスモデルに精通し、各々の専門分野における豊富な実践経験を有していること 2. 全社的視点の下、組織運営能力を有して、業務遂行ができること	1. 当社グループの組織、事業、業務プロセス等に精通し、社内から情報を適切に収集したうえで、実効性の高い監査役監査が可能であること

(注) 上記の各要件は、取締役・監査役・社外取締役・社内取締役(社外取締役でない取締役をいう。）・社外監査役・社内監査役(社外監査役でない監査役をいう。)の候補者にも適用する。

2. 手続

- 取締役及び監査役の選解任は株主総会の決議による。
- 株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において決定する。取締役候補者の選定にあたっては、上記選定基準や取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会にて決定する。
- 株主総会に提案する監査役候補者は取締役会において決定する。監査役候補者の選定にあたっては、上記選定基準や監査役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名報酬委員会での審議の後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定する。
- 取締役及び監査役が、その任期中、上記選定基準に定める資質を満たさなくなった場合、不正な行為あるいは当社の信用を損なう行為があると認める場合、又は、取締役もしくは監査役として適格性に欠くと判断する場合、法令に基づき解任も含めた所定の手続をとる。取締役の解任提案は、指名報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会にて決定する。

3. 取締役会・監査役会の構成に関する考え方

- 取締役及び監査役の選任にあたっては、取締役会、監査役会それぞれの多様性に配慮する。
- 取締役会は、各取締役の有する多様な経験や見識をもって取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任が果たせるべく構成するよう努める。
- 各取締役・各監査役が有する主なスキル・経験・知識等を一覧化したスキルマトリックスの策定・活用・開示を行う。
- 独立社外取締役のうち最低1名は、他社での経営経験を有する者とする。
- 監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者とする。

【CEO選解任基準及び選解任手続】

当社は、最高経営責任者（以下「CEO」という。）の選解任は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社内外を問わず最適な人材をCEOとして選定すること、及び客観性・適時性・透明性ある選解任の手続を確立することを目的として、以下のとおり「CEO選解任基準及び手続」を定める。

1. CEO選任基準

当社は、CEO選任基準として、「取締役・監査役選定基準」（“すべての取締役・監査役に求められる「前提条件」”及び“特に社内取締役に求められる要件”）への充足を前提条件にした、CEOとして特に求められる「コア要件」を取締役会にて定める。

（CEOとしてのコア要件）

- －経営トップとしての品位・品格ある存在感を有すること
- －心身ともに健康面での不安が無いこと
- －リーダーシップに優れていること
- －変化への対応力に優れていること
- －合理的意思決定ができ、決断に責任を持てること
- －人材育成、登用について積極的な取組みができること
- －グローバルな視野で経営ができること
- －前職での経営における豊富な経験・実績を有し優れた経営手腕の発揮が期待できること(外部の適任者群から選出する場合)

2. CEO選任手続

- ・当社の独立社外取締役・独立社外監査役のみで構成する指名報酬委員会が、CEO候補者の選出を行ったうえで、取締役会へ付議する。
- ・指名報酬委員会は、社内からCEO候補者を選出する場合、上記1. の要件に照らした総合評価、育成計画に基づく研修受講状況等を踏まえ、個別面談を適宜実施するなどして、審議を行い、社内の適任者群の中からCEO候補者を選出する。
- ・社内に候補者が存在しない場合、指名報酬委員会は、外部の適任者群の中からCEO候補者を選出する。
- ・取締役会は、指名報酬委員会の選出した候補者について審議を行い、次期CEOを決定する。その際、指名報酬委員会議長は、候補者とした理由(外部招聘とする場合はその理由)等につき、取締役会に詳細に説明するものとする。
- ・なお、指名報酬委員会は、エマージェンシープランとして、指名報酬委員会委員の評価に基づく審議を経て、毎年9月末までに、CEOに突然の事故ある場合の暫定後継者を予め決めておく。暫定後継者の選定(洗替)は毎年実施する。

3. CEO解任基準

当社は、CEO解任基準として、「業績要件」及び「該当する場合には経営トップとして相応しくないと見なされる要件」を取締役会にて定める。

(1) (業績要件)

- －当社グループ連結営業利益において3期連続で赤字となった場合

(2) (該当する場合には経営トップとして相応しくないと見なされる要件)

- －CEOの任に堪えないような健康状態と認定される場合
- －会社法331条に定める取締役の欠格事由に準じた事態が発生した場合
- －CEOの言動やCEOが責めを負うべき不祥事の発覚・損害の発生等により当社グループの信用の失墜や円滑な業務運営に支障をきたしていると認定される場合

4. CEO解任手続

- ・上記3. (2)の要件への該当・非該当に係る審議及び必要な調査は、当社の独立社外取締役、独立社外監査役の全員で構成する独立役員会議が行う。審議及び調査の結果、独立役員会議がCEO解任が適当であると判断した場合には、独立役員会議議長（筆頭独立社外取締役）が、取締役会へCEO解任を付議する。
- ・上記3. (1)の要件に該当する場合及び独立役員会議による審議を要しない解任事由にあたる事実が判明した場合には、取締役会は無条件でCEO解任を決議する。

【社外役員 独立性判断基準】

当社は、当社の社外取締役及び社外監査役(以下総称し「社外役員」という。)を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員 独立性判断基準」(以下「本基準」という。)を定める。

1. 当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次のいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)に所属する者、又は最近^{*1}(以下同じ)まで所属した者
 - ② 取引先の前年度連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先、もしくは当社の前年度連結売上高の2%以上を取引先が占める当該取引先に所属する者、又は最近まで所属した者
 - ③ 当社の前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する個人、又は企業・団体に所属する者もしくは最近まで所属した者
 - ④ 当社グループが前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
 - ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者、又は最近まで所属した者
 - ⑥ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属している者、又は最近まで所属した者
 - ⑦ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから役員報酬以外に直接的に1,000万円を超える報酬を受けているコンサルタント、法律専門家、会計専門家又は税務専門家である者(当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)、又は最近までであった者
 - ⑧ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等、又は最近までであった者
 - ⑨ 当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者
 - ⑩ 上記各号のいずれかに掲げる者(重要^{*2}でない者を除く)の2親等以内の親族あるいは同居の家族
- (注)

*1：「最近」とは、当社の取締役・監査役就任時より遡って3年未満の期間を指す

*2：「重要」な者とは、各会社・取引先の取締役・執行役・監査役及び執行役員等の重要な使用人、各監査法人・各法律事務所に所属する公認会計士・弁護士を想定している

2. 第1項に定める要件のいずれかに該当する場合であっても、指名報酬委員会の審議を経た取締役会又は監査役会の判断により、独立役員として指定することができる。
3. 第1項に定める要件の該当有無にかかわらず、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
4. 独立役員は、本基準を退任まで継続して確保するよう努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、速やかに当社に報告するものとする。

なお、上記は「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の一部であり、その全文は当社ウェブサイト(<https://www.technoproholdings.com/>)に掲載しております。

以 上

事業報告 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(i) 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度(2021年7月1日～2022年6月30日)における世界経済は、資源価格の上昇をはじめとするインフレ懸念や中国経済の低迷、出口の見えないウクライナ情勢の緊迫化等もあり、不透明な状況が継続しました。国内経済においても、新型コロナウイルス感染症は一時期収束の兆しを見せたものの、新たな変異株の出現による感染再拡大や半導体の部品供給制約、急激な円安の進行等の影響により、依然として不透明な状況が続いています。

このような環境下、当社グループが注力する技術者派遣・請負業務における顧客需要は、コロナ前の水準をおおむね回復し、その底堅さを確認できています。また、採用活動も計画通りに推移したことを背景に、2021年8月10日に公表した中期経営計画『Evolution 2026』(2021年7月1日～2026年6月30日)の達成に向け、順調なスタートを切ることができました。

(ii) 企業集団の当連結会計年度の業績(国際会計基準)

当連結会計年度における、当社グループの主な取組みは、以下のとおりです。

技術者の確保

2020年9月に再開した採用活動において応募者の母集団形成に注力した結果、2021年4月以降の国内在籍技術者数は増加へと反転いたしました。オンラインによるリモート面談が一般化した採用環境ではありますが、十分な情報発信と丁寧なコミュニケーションを継続したことで、当連結会計年度の国内技術者採用数は3,830人(うち、2022年4月入社新卒技術者851人、M&Aによる技術者獲得18人)となり、結果として当連結会計年度末の国内在籍技術者数は過去最高を更新しました。

今後も、特に旺盛な需要のあるIT・DX関連技術者の新規採用に注力し、並行して退職抑制に向けた取組みを継続することで、成長の源泉である技術者の確保に努めてまいります。

サービスの多様化や高品質化、技術者の高付加価値化

中期経営計画『Evolution 2026』では、コア事業である技術者派遣の進化として、ソリューション事業の強化を掲げています。2021年7月30日に当社グループ入り(同年10月1日付で株式会社テクノプロに合併)した株式会社ジーコムネットの持つSAP(基幹システムERPパッケージ)の導入コンサルティングやITインフラ構築の上流工程の強みを活かし、同社の有する育成ノウハウを用いた当社エンジニアの育成プログラムを進めました。また、アライアンス企業との育成研修の対象技術領域を広げ、化学・バイオ×IT

/デジタル、建設×IT/デジタル、といった、既に保有する技術にデジタル技術を付加するエンジニア育成を強化いたしました。また、アマゾン ウェブ サービス(AWS)より「人材サービス型AWSパートナー」に認定され、今後3年間でAWS関連資格の取得件数を延べ3,000資格とする計画を遂行中です。AWSのトレーニングコンテンツのサポートを受けながら、当社グループの持つ技術者教育インフラを活用し、需要が拡大しているクラウド技術に対応可能なエンジニアを育成してまいります。

今後も、技術者のソリューション対応強化の取組みを通じ、顧客に対してソリューションサービス提供を拡大いたします。

グローバル化の推進

当社グループ内でのグローバル化を推進するため、海外子会社が有する開発実績・対応可能領域を一覧化した「サービスカタログ」の運用を開始しました。これは、当社グループの国内事業会社の持つ強固な営業ネットワークを活用した、オフショア開発案件の獲得を目指す施策です。また、2021年9月1日に当社グループ入りしたRobosoft Technologies Private Limitedと連携し、UI/UXデザイン領域の国内営業体制を強化いたしました。

今後も、国内顧客基盤と海外のオフショア開発・デリバリー能力の強みを活かした、グローバルベースのグループ連携を積極的に推進いたします。

これら事業上の取組みの結果、当連結会計年度末の国内在籍技術者数は22,048人(前連結会計年度末比1,718人増加)、当連結会計年度の平均稼働率は95.3%(前連結会計年度比0.7pt増加)となりました。従前より進めてきた技術者一人当たり売上単価の向上については、前年と比較して1ヶ月当たりの稼働日数が減少したものの、残業時間の増加やシフトアップ・チャージアップ、さらにはソリューション事業の拡大等による単価の上昇もあり、当連結会計年度の月次平均売上単価は658千円(同24千円増加)となりました。

費用面においては、前第2四半期連結累計期間は新規採用を事実上凍結していたため、前連結会計年度に比べると販売管理費が大きく増加しました。主に、採用等の本格化、ソリューション人材獲得のための採用・育成やシステム開発といった中計を遂行するための先行投資による影響です。しかし、国内稼働人数の増加等に伴う売上総利益の改善によって、事業利益は、前連結会計年度比13億99百万円の増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきまして、売上収益は1,787億56百万円(前連結会計年度比10.8%増加)、事業利益は190億38百万円(同7.9%増加)、営業利益は206億41百万円(同6.1%増加)、税引前当期利益は209億67百万円(同7.7%増加)、親会社の所有者に帰属する当期利益は154億30百万円(同16.5%増加)となりました。

※事業利益は、「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を減算したもので、「その他の収益」や「その他の費用」に計上される特別項目(雇用調整助成金や減損損失など)による影響を除いたものを示している当社独自の利益指標です。

当連結会計年度における主要事業分野の業績は、次のとおりです。

R & Dアウトソーシング事業

R & Dアウトソーシング事業の中でも好調を維持しているIT分野を拡大するため、高付加価値技術者を主体とした中途採用の強化に加え、ハード系技術者、化学・バイオ系技術者に対するソフトウェア系の教育を実施し、スキル転換や複数スキルの習得により、デジタル領域の旺盛な需要に対応する取組みを実施いたしました。また、先端技術を有するアライアンス企業との協業や社内外での研修を積極的に進め、提供サービスの高品質化・多様化によって、より高い単価での配属に努めました。これらの取組みにより、当連結会計年度末の在籍技術者数は19,257人(前連結会計年度末比1,565人増加)、稼働技術者数は18,332人(同1,509人増加)となりました。

その結果、同事業の売上収益は1,374億71百万円(前連結会計年度比7.5%増加)となりました。

施工管理アウトソーシング事業

施工管理アウトソーシング事業のメインである施工管理サービスに加え、ドローンを使用した3次元計測、空撮、点検等の実施や、一級建築士事務所の設置等、設計分野・施工管理分野で培われた技術力をもとに、様々なサービスを展開しています。同事業においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は軽微で高稼働率を維持し、当連結会計年度末の在籍技術者数は2,791人(前連結会計年度末比153人増加)、稼働技術者数は2,685人(同161人増加)となりました。

その結果、同事業の売上収益は203億11百万円(前連結会計年度比3.3%増加)となりました。

国内その他事業

国内その他事業は、人材紹介事業及び技術系教育研修事業で構成されています。これらの事業はともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け業績が低迷しておりましたが、当連結会計年度においては回復傾向にあります。人材紹介事業では、ポスト・コロナを見据えた顧客の採用意欲が回復し、業績が伸張しています。また、技術系教育研修事業では、前連結会計年度より着手したオンラインサービスの拡充を進め、個人向けだけでなく企業向けにもオンラインでの研修を提供しています。

その結果、同事業の売上収益は48億98百万円(前連結会計年度比28.9%増加)となりました。

海外事業

海外事業は、国により多少の違いはあるものの、全般的に成長軌道に戻りつつあります。中国においては技術開発需要が継続し、主要顧客である日系中国法人とその親会社である日本法人与連携したオフショアベースの受託開発も進みました。中国以外のアジア諸国や英国においても、人材派遣・人材紹介ともに旺盛な需要に支えられ、良好な業績を収めることができました。また、第2四半期連結会計期間より新たに連結会計に加わったRobosoft Technologies Private Limitedが大きくプラスに寄与しました。

その結果、同事業の売上収益は189億76百万円(前連結会計年度比66.0%増加)となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、新規拠点の開設及び既存拠点の改修などの建設付属設備、工具備品等として4億68百万円、社内業務システムの構築及び改修などのソフトウェア等として2億13百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、企業買収資金として、社債発行による100億円の新規調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

(i) 株式会社ジーコムネットの株式取得

当社の子会社である株式会社テクノプロは、2021年7月30日付で、株式会社ジーコムネットの発行済普通株式の100%(200株)を取得し、同社を完全子会社化(当社の孫会社化)いたしました。

(注) 株式会社テクノプロ及び株式会社ジーコムネットは、2021年10月1日付で、株式会社テクノプロを存続会社、株式会社ジーコムネットを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(ii) Robosoft Technologies Private Limitedの株式取得

当社は、2021年9月1日付で、Robosoft Technologies Private Limitedの発行済株式の80%(普通株式16,036,722株、A種株式9,202,651株、B種株式8,928,703株)を取得し、同社を子会社化いたしました。

(注) 当社は、2022年8月1日付で、当社及び当社の子会社である株式会社テクノプロにより、Robosoft Technologies Private Limitedの発行済株式の残り(20%)(普通株式5,822,272株、A種株式2,399,826株)を追加取得し、同社を完全子会社化いたしました。

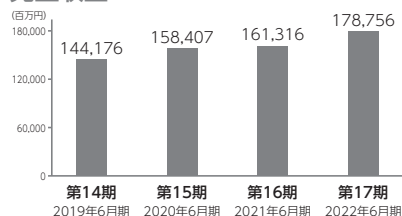
(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

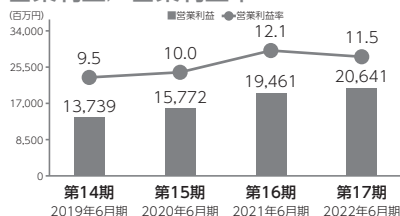
		第14期 (2019年6月期) (国際会計基準)	第15期 (2020年6月期) (国際会計基準)	第16期 (2021年6月期) (国際会計基準)	第17期 (2022年6月期) (国際会計基準)
売上収益	(百万円)	144,176	158,407	161,316	178,756
営業利益	(百万円)	13,739	15,772	19,461	20,641
営業利益率	(%)	9.5	10.0	12.1	11.5
税引前当期利益	(百万円)	13,727	15,843	19,472	20,967
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	9,683	10,825	13,245	15,430
基本的1株当たり当期利益	(円)	88.95	99.99	122.96	143.24
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%)	22.4	23.3	25.1	24.5
資産合計	(百万円)	93,771	107,967	117,989	141,968
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	44,803	48,229	57,226	68,718
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	411.38	447.70	531.22	637.90

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

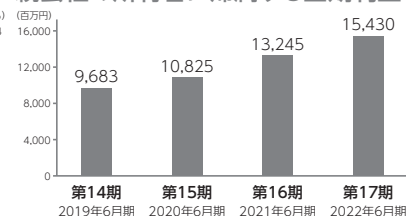
売上収益



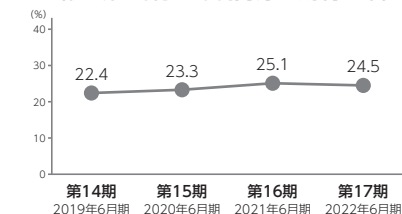
営業利益／営業利益率



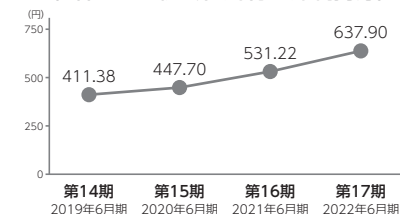
親会社の所有者に帰属する当期利益



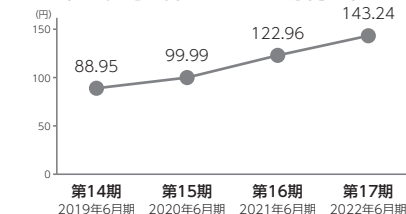
ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)



BPS (1株当たり親会社所有者帰属持分)



EPS (基本的1株当たり当期利益)

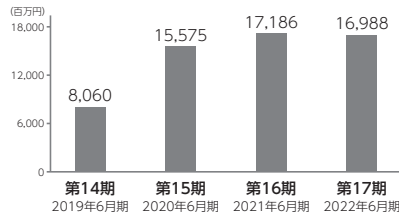


② 当社の財産及び損益の状況

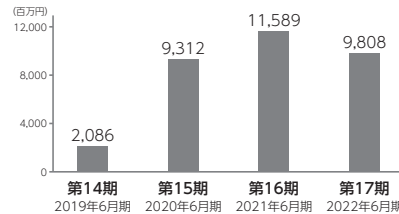
		第14期 (2019年6月期) (日本基準)	第15期 (2020年6月期) (日本基準)	第16期 (2021年6月期) (日本基準)	第17期 (2022年6月期) (日本基準)
営業収益	(百万円)	8,060	15,575	17,186	16,988
経常利益	(百万円)	2,086	9,312	11,589	9,808
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△514	8,095	10,364	9,177
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△4.73	74.78	96.22	85.19
総資産	(百万円)	47,258	49,476	50,069	63,702
純資産	(百万円)	29,154	30,069	36,103	38,249
1株当たり純資産額	(円)	267.69	279.13	335.14	355.06

- (注) 1. 第14期については、関係会社株式評価損1,960百万円の計上により、514百万円の当期純損失になりました。
2. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

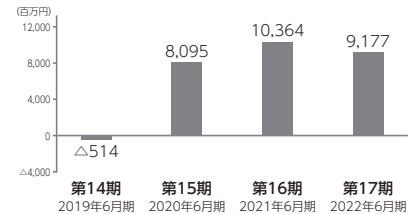
営業収益



経常利益



当期純利益又は当期純損失(△)



(3) 重要な子会社の状況 (2022年6月30日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社テクノプロ	101百万円	100.0%	技術者派遣・請負事業
株式会社テクノプロ・コンストラクション	110百万円	100.0%	技術者派遣・請負事業

② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	当社における 株式の帳簿価額	当社の総資産額の 状況
株式会社テクノプロ	東京都港区六本木六丁目10番1号	31,264百万円	63,702百万円

(4) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、中長期的外部環境の変化と当社グループのケイパビリティを踏まえ、「技術」「人」「顧客」の観点から、当社グループの存在意義「パーパス」を定めています。このパーパスの実現を通じて、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させることを経営の基本方針としています。

「テクノプロ・グループ・パーパス」

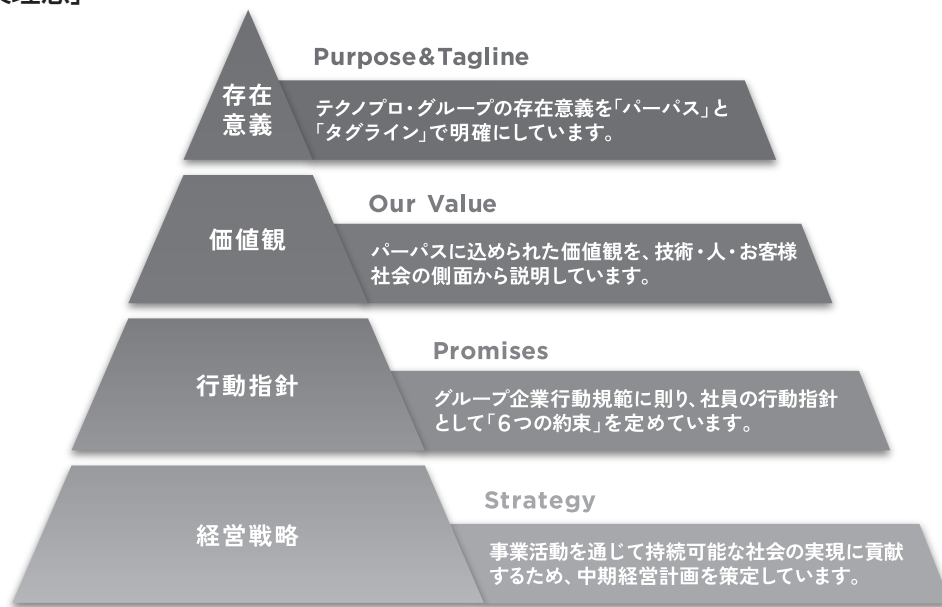
「タグライン」

『技術』と『人』のチカラで
お客さまと価値を共創し、
持続可能な社会の実現に貢献する。

Technology to Empower the Future

加えて、当社グループではパーパスを起点とした価値観・行動指針を定め、役職員の業務活動に浸透させています。これらを前提とした経営戦略として、中期経営計画を策定・遂行することで、持続可能な社会の実現に向けた価値創造を目指しています。

「企業理念」



当社グループでは、2022年6月期を初年度とする中期経営計画『Evolution 2026』（2022年6月期－2026年6月期）を策定し、計画の実現に向けた取り組みを推進しております。新中期経営計画についての詳細は、2021年8月10日に公表した「テクノプロ・グループ 中期経営計画(FY22.6－FY26.6)『Evolution 2026』」をご参照ください。

② 対処すべき課題

現状・今後の経営環境を踏まえ、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

(i) 外部環境変化への対応

新型コロナウイルス感染症の状況及び景気への影響は未だに不透明な状況が続いています。当社グループの事業は、多様な産業にまたがる大手顧客を主体とし、技術領域も多岐にわたるという点で、景気後退に対する耐久性・復元力は強いと認識しています。さらには、在宅勤務体制の恒常化、健康管理システムの導入、徹底したKPI管理、リーンなオペレーション、財務余力の確保等に取り組み、コロナ禍での従業員の雇用・健康・安全確保を最優先とする運営体制を確立しております。引き続き、需要の高いデジタル技術領域を中心とした技術者育成への投資継続等、量から質への転換を図る一方で、財務健全性や先行的な業績管理等を踏まえながら、中長期的な成長に向けた投資を実行してまいります。

(ii) 契約単価の改善

	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
技術者一人当たり売上 (千円/月)	630	630	630	634	658

(2021年6月期までは株式会社テクノプロ及び株式会社テクノプロ・コンストラクションのみ、
2022年6月期以降は国内子会社全てを対象とした売上高合算/Σ[月末稼働技術者数]により算定)

当社グループの技術者一人当たり売上は、働き方改革関連法の影響による残業時間の削減や多くの新卒技術社員の入社等が要因となり、2020年6月期まで横ばいで推移してきました。2021年6月期からは、コロナ禍での新卒技術社員を含め低スキル技術者の採用を抑制したことにより、既存技術者の契約単価上昇が下げ要因を上回り単価の上昇へ繋がっています。中長期的技術者需給や同業他社の水準を勘案すると、技術者一人当たり売上は今後も改善の余地があると判断しています。当社グループでは、『Evolution 2026』で打ち出しているソリューション事業の拡大や技術者に対する教育研修の充実等を通じて付加価値を高めていくことに加えて、戦略的シフトアップ(技術者を同一案件に長期間固定させず、技術者のスキル向上に応じた適正価格水準の案件への配属を進めること)を進め、契約単価の上昇に継続して取り組んでいます。

(iii) 高付加価値技術者の確保と育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、高付加価値技術者をいかに多く獲得し、あるいは在籍技術者のスキルをいかに高めていくかは、重要な経営課題の一つです。技術者採用市場は近年逼迫しており、従来主力のWeb媒体等に加えて、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用し、高付加価値技術者の獲得を推進しています。さらに、高度な技術力を有する外国籍技術者の採用も拡大する方針です。また、中長期的に需要が見込まれるデジタル技術を主体としたターゲット要素技術領域(AI/データサイエンス、クラウド、サイバーセキュリティ、IoT、5G等)における技術者育成を、当社グループの教育研修基盤

と戦略的アライアンスを活用しつつ進めることで、技術者の高付加価値化を図り、技術者人事制度の充実等を通じて、技術者のリテンションを推進してまいります。

(iv) IT技術の活用とプラットフォーム化

技術者派遣事業においては、採用母集団の形成、スクリーニングと採用、配属(マッチング)、リテンション、研修、育成・要員計画といったコアプロセスが存在し、IT技術の進展により、各プロセスにおける技術者情報を可視化し、一気通貫で活用する仕組みを推進しています。技術者情報の収集・蓄積・分析をデータサイエンスやAIも活用しつつ充実させることで、採用効率の向上、効率的な人材育成、適正な技術者配属(契約単価向上)等、コアプロセスを強化するための効果的な打ち手を導入いたします。また、中長期的には、これらの仕組みやデータ分析で得られる知見の技術者育成事業への活用や更なる事業化(DX推進事業)を図ります。

(v) 業務プロセスの向上

当社グループの本社及び事業所の事務業務は、プロセス・ルール・帳票の標準化を進めることにより、まだ生産性を向上できる余地があります。営業・人事・会計といった当社基幹システムの抜本的な見直しを進め、ワンシステム化・IT共通基盤の強化を目指しています。情報システムへの投資による基幹システムのバージョンアップとともに、内部統制を具備した事務の標準化・効率化を推進し、事務機能の強化を図ることで、事業の拡大・進化に伴うオペレーションレバレッジの向上を実現いたします。

(vi) コア事業進化のための投資推進

ソリューション事業、技術者育成事業、及びDX推進事業を加速するうえでは、人材獲得、IT投資、M&A投資等の先行投資が必須となります。コア事業である国内技術者派遣事業で培った資産・ケイパビリティを活かし、これら先行投資によりコア事業を進化させることが、当社グループの中長期的な成長と価値創造の鍵となります。

(5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

セグメントの名称	事業内容
R & Dアウトソーシング事業	自動車・自動車部品、産業機械・装置、情報通信機器、電気・電子機器、IT、半導体、エネルギー、医薬品、化学等の業界における大手企業を顧客として、機械、電気・電子、組込制御、ITネットワーク、ビジネスアプリケーション、システム保守運用、生化学等の技術領域において、技術者派遣・請負業務を提供しております。グループ会社の中では、株式会社テクノプロ、株式会社プロビズモが事業主体となります。
施工管理アウトソーシング事業	建設業界、主に大手ゼネコン・サブコンを顧客として、建築、設備・電気、プラント、土木領域における施工管理業務(安全管理、品質管理、工程管理、原価管理)の技術者派遣業務、建設図面作成の請負業務を提供しております。グループ会社の中では、株式会社テクノプロ・コンストラクション、株式会社トクオが事業主体となります。
国内その他事業	当社グループの主力事業であるR&Dアウトソーシング事業の周辺サービス拡充を目的として、技術者向け教育研修業務、人材紹介業務を提供しております。グループ会社の中では、ピーシーアシスト株式会社、Boyd&Moore Executive Search株式会社(国内)、テクノブレン株式会社が事業主体となります。
海外事業	中国にて技術アウトソーシング及び人材紹介事業、東南アジア・インドにて技術者派遣及び受託開発業務(欧米や日本の顧客へのオフショア・デリバリーを含みます)、英国にて技術者派遣及び人材紹介業務を提供しております。グループ会社の中では、テクノプロ中国グループ、Boyd&Moore Executive Search(海外)、Helius Technologies Pte Ltd、Orion Managed Services Limited、TPRI Technologies Private Limited、Robosoft Technologies Private Limitedが事業主体となります。

(6) 主要な事業所等 (2022年6月30日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
株式会社テクノプロ	本社：東京都港区
株式会社テクノプロ・コンストラクション	本社：東京都港区

(7) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
R&Dアウトソーシング事業	19,535名	(704名)
施工管理アウトソーシング事業	1,729名	(1,271名)
国内その他事業	282名	(69名)
海外事業	2,477名	(822名)
全社(共通)	573名	(29名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
193名 (12名)	44.5歳	13.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は当社グループにおける勤続年数を通算しております。
4. 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時従業員を含めずに算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン (※1)	3,250百万円
シンジケートローン (※2)	3,250百万円

- ※1. 株式会社三井住友銀行を主幹事とする6行によるものであります。
※2. 株式会社三井住友銀行を主幹事とする10行によるものであります。

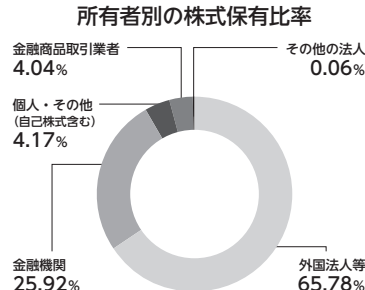
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 108,421,164株
- ③ 株主数 4,180名
- ④ 大株主(上位10名)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,048千株	17.68%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,083千株	8.43%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,552千株	4.22%
JP MORGAN CHASE BANK 385635	4,377千株	4.06%
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS	4,190千株	3.88%
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	3,345千株	3.10%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,949千株	2.73%
JP MORGAN CHASE BANK 380072	2,336千株	2.16%
SMBC日興証券株式会社	2,151千株	1.99%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,147千株	1.99%

- (注) 1. 千株未満の株数は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(695,291株)を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式の総数は72,280,776株増加し108,421,164株となりました。また、同日付で定款変更を行い、発行可能株式総数を300,000,000株に変更いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

2022年6月30日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
にし お やす し 西尾 保示	取締役会長	-	-
や ぎ たけ し 八木 毅之	代表取締役社長 CEO(最高経営責任者)	(株)テクノプロ取締役 (株)テクノプロ・コンストラクション取締役	いずれも当社の連結子会社であります。
しまおか かく 嶋岡 学	代表取締役副社長 COO(最高執行責任者)	(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長) (株)テクノプロ・コンストラクション取締役	いずれも当社の連結子会社であります。
あさ い こういちろう 浅井 功一郎	専務取締役	(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)	当社の連結子会社であります。
はぎわら としひろ 萩原 利仁	常務取締役 CFO(最高財務責任者)	(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員 (株)テクノプロ・コンストラクション取締役	いずれも当社の連結子会社であります。
わた べ つねひろ 渡部 恒弘	取締役(社外)	(一財)国際経済交流財団理事	(一財)国際経済交流財団と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
やま だ かずひこ 山田 和彦	取締役(社外)	中村・角田・松本法律事務所パートナー(弁護士) (株)東京商品取引所監査役(社外)	中村・角田・松本法律事務所と当社及び当社子会社には取引関係その他、特筆すべき事項はありません。 (株)東京商品取引所と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
さかもと はる み 坂本 春生	取締役(社外)	-	-
たか せ しょうこ 高瀬 正子	取締役(社外)	-	-

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
まだらめ 斑目 仁	常勤監査役	(株)テクノプロ監査役 (株)テクノプロ・コンストラクション監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
たかお 高尾 光俊	監査役(社外)	メック(株)取締役監査等委員 (株)テクノプロ監査役 (株)テクノプロ・コンストラクション監査役	メック(株)と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。 いずれも当社の連結子会社であります。
みかみ 三神 明	監査役(社外)	(株)ラストワンマイル常勤監査役	(株)ラストワンマイルと当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
たなべ 田邊 るみ子	監査役(社外)	田邊公認会計士事務所所長 クレジットエンジン・グループ(株)常勤監査役	田邊公認会計士事務所と当社及び当社子会社には取引関係その他、特筆すべき事項はありません。 クレジットエンジン・グループ(株)と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。

- (注) 1. 取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、坂本春生氏及び高瀬正子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高尾光俊氏、三神明氏及び田邊るみ子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高尾光俊氏は、大手上場企業において長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験及び企業経営者としての豊富な経験があることから、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
4. 監査役 田邊るみ子氏は、公認会計士としての専門性に加え、上場企業における経理財務業務、子会社監査役業務等の経験を通じた、財務会計・監査全般・コーポレートガバナンス等の分野の豊富な経験があることから、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
5. 当社と取締役 西尾保示氏、渡部恒弘氏、山田和彦氏、坂本春生氏、高瀬正子氏、監査役 斑目仁氏、高尾光俊氏、三神明氏及び田邊るみ子氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。
6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなりますが、故意による犯罪行為又は意図的な法令違反を行った被保険者自身の損害等は補償対象外としております。なお、保険料は、全額当社が負担しております。
7. 当社は、取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、坂本春生氏、高瀬正子氏、監査役 高尾光俊氏、三神明氏及び田邊るみ子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の退任

該当事項はありません。

ご参考：

当社では取締役会が決定する基本方針に従って執行役員が業務執行にあたる執行役員制度を導入しております。

2022年6月30日現在の執行役員の氏名及び地位・担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位・担当業務
おくむら たつのり 奥村 辰典	執行役員(経営企画管掌)兼経営企画部長
なかもと かずあき 中元 一彰	執行役員(事業管理管掌)兼事業管理部長
あだち としゆき 安達 俊行	執行役員(情報システム管掌)
せきわ たつや 関和 達也	執行役員 (株)テクノプロ・コンストラクション代表取締役社長
はやふね まさみ 早船 征実	執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・R&D社社長)
おだ ひろし 小田 寛	執行役員 善誠科技発展(上海)有限董事長兼総経理
きたがわ ふとし 北川 太	執行役員 テクノプレーン(株)代表取締役社長
じんぼ そうたろう 神保 荘太郎	執行役員(海外事業管掌)兼海外事業部長
にしはし てるひこ 西橋 輝彦	執行役員(国内事業・拠点支援管掌)兼事業企画部長 (株)テクノプロ取締役兼常務執行役員
さいぐさ つかさ 三枝 史	執行役員(人事管掌)
ふか せ いちろう 深瀬 一郎	執行役員(総務・CSR管掌)

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の報酬等

(i) 取締役の個人別の報酬等の決定方針等

当社は、2021年8月10日付取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は次のとおりです。

1) 基本方針及び方針決定方法

当社の業務執行取締役に係る報酬制度は、短期の業績目標達成及び中長期の企業価値向上に向けた当該取締役の意欲と株主との価値共有の意識を高める構成とするとともに、株主の中長期的利益との連動性を意識したものとしています。当社は、役員の報酬等の妥当性と決定プロセスの客観性・説明責任の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、独立役員のみを構成員とする指名報酬委員会を設置しており、役員報酬の決定に必要な基本方針、ガイドライン、規則及び手続等や、業績連動報酬等の評価指標、各取締役の個別の報酬等に係る事項については、指名報酬委員会にて審議を行った後、その審議内容を踏まえて決定しております。

取締役の基本報酬及び単年度賞与(金銭報酬)の個人別の額、並びに株式報酬の個人別の数については、予め、指名報酬委員会において審議の上、当該審議の内容を最大限尊重して、株主総会において決議された報酬等の額及び内容の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

2) 取締役報酬に関する方針

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬(金銭報酬)、短期インセンティブとしての単年度賞与(金銭報酬・業績連動報酬等)及び中長期インセンティブとしての株式報酬(非金銭報酬等・業績連動報酬等)で構成されております。

非業務執行取締役(取締役会長及び社外取締役)の報酬等は、高い客観性・独立性をもって経営を監督及び助言する立場に鑑み、固定報酬である基本報酬(金銭報酬)のみで構成されております。

(ア) 基本報酬(金銭報酬)

業務執行取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み、代表取締役社長を筆頭として役位別に決定しております。

非業務執行取締役(取締役会長及び社外取締役)の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮して個別に決定しております。

(イ) 単年度賞与(金銭報酬・業績連動報酬等)

業務執行取締役に対し、単年度の目標達成に対するインセンティブを目的とした短期業績連動報酬である単年度賞与を支給しております。

単年度賞与は、当社連結業績指標の目標達成率を全対象取締役共通の評価指標とするほか、個人別に設定する戦略目標の達成度、及び担当部門を有する対象取締役については担当部門業績指標の目標達成率を評価指標として、これらに連動して支給しております。評価指標として採用する業績指標はその時々における経営上の重要性等に応じて、個人別の戦略目標及び各評価指標による評価割合は各対象取締役の職責・役割に応じて、それぞれ決定しております。

単年度賞与の個人別の額は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して役位毎に定める対象取締役毎の基準賞与額に、上記評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定しております。支給率は目標達成時を100%とし、当社連結業績指標及び担当部門業績指標の目標達成率に応じた支給率の変動幅は0～200%、個人別の戦略目標の達成度に応じた支給率の変動幅は0～120%としております。

(ウ) 株式報酬(非金銭報酬等・業績連動報酬等)

業務執行取締役に対し、中期経営計画に掲げる業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬を支給しております。株式報酬の具体的内容として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)を採用しております。

株式報酬は、原則として、中期経営計画において定める業績目標の達成率を評価指標として、これに連動して支給します。評価指標として採用する業績指標は各中期経営計画における経営上の重要性等に応じて決定します。

株式報酬として交付する株式の個人別の数は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める対象取締役毎の基準額に、予め定めた対象期間(原則として、中期経営計画期間と一致させるものとします。)終了時における業績目標の達成度に応じた支給率を乗じた金額に基づいて決定します。業績支給率は0～200%の間で設定します。

株式報酬として株式を交付するに当たっては、原則として、当社と対象取締役との間で、在任期間中に当社と当該取締役の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合等、一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること等を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結します。また、対象期間中に取締役の地位を退任した場合又は一定の非違行為があった場合には、株式報酬の支給を行わないこととします。

3) 基本報酬、単年度賞与及び株式報酬の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬構成においては、中長期的な会社成長や企業価値との連動性をより高めるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬である単年度賞与(短期インセンティブ)及び株式報酬(中長期インセンティブ)の割合を高めることを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬構成比率は、目標達成時に、基本報酬、単年度賞与、及び株式報酬の割合が、原則として、それぞれ概ね以下となるよう設定しております。

基本報酬：単年度賞与：株式報酬 = 45～47：22～26：26～33

(ii) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	314	156	81	77	5
監査役 (社外監査役を除く。)	15	15	—	—	1
社外取締役	33	33	—	—	4
社外監査役	27	27	—	—	3

(注) 1. 上表の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

- 2014年6月30日付臨時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は年額400百万円、監査役の報酬等の限度額は年額100百万円と決議いただいております。ただし、報酬等の上限額には、役員賞与は含まれますが、使用人兼取締役の使用人分給とは含まれません。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)、監査役の員数は3名であります。
- 業績連動報酬等である単年度賞与は、当社連結業績指標の目標達成率を対象取締役共通の評価指標としており、当事業年度の業績指標である『2022年6月期連結業績における親会社の所有者に帰属する当期利益』の実績は金15,430百万円です。なお、個人別の賞与額は、個人別に設定する戦略目標の達成度、及び担当部門を有する対象取締役については担当部門業績指標の目標達成率を評価指標として、これらに連動して支給しております。評価指標として採用する業績指標はその時々における経営上の重要性等に応じて、個人別の戦略目標及び各評価指標による評価割合は各対象取締役の職責・役割に応じて、それぞれ決定しております。単年度賞与の個人別の額は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して役位毎に定める対象取締役毎の基準賞与額に、上記評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定しております。支給率は目標達成時を100%とし、当社連結業績指標及び担当部門業績指標の目標達成率に応じた支給率の変動幅は0～200%、個人別の戦略目標の達成度に応じた支給率の変動幅は0～120%としております。
- 当社は非金銭報酬等である株式報酬として、譲渡制限付株式報酬(17百万円)(以下、「旧制度」といいます。)及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット制度)(60百万円)(以下、「新制度」といいます。)を付与しております。旧制度については、2017年9月28日開催の第12回定時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、取締役(社外取締役を除きます。)(に対し、上記2. の取締役の報酬等の限度額とは別枠で年額100百万円以内の金銭報酬を支給することについて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は3名)であり、当該報酬の対象となる取締役は5名であります。なお、新制度の導入に伴い、旧制度は付与済みのものを除き廃止しております。
また、新制度は、原則として中期経営計画と同一の期間を対象期間(当初は、2021年7月1日に開始する事業年度から2025年7月1日に開始する事業年度までの5事業年度)とし、対象期間における業績目標の達成度により決定される数の譲渡制限付株式を対象期間終了後に、当社の業務執行取締役に対して交付するという制度であり、詳細は「(i)取締役の個人別の報酬等の決定方針等」のとおりです。新制度の業績指標である2022年6月期連結業績における『親会社の所有者に帰属する当期利益』及び『連結ROE』の各実績は金15,430百万円及び24.5%です。なお、新制度については、2021年9月29日開催の第16回定時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、業務執行取締役に対し、上記2. の取締役の報酬等の限度額とは別枠で金銭報酬を支給することについて決議いただいております。その金銭報酬債権の総額は各対象期間の年数に160百万円、普通株式の総数は各対象期間の年数に160千株を乗じた数以内となっています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であり、当該報酬の対象となる業務執行取締役は4名であります。
- 株式報酬の欄には、旧制度及び新制度に基づく2022年6月期における各費用計上額の合計額を記載しております。
- 役員退職慰労金制度はありません。

④ 社外役員に関する事項

(i) 社外役員の重要な兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「①取締役及び監査役の状況」に記載したとおりであります。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

2022年6月30日現在

氏名	地位	出席回数	在任期間	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
わた べ 渡部 恒弘	取締役(社外)	[取締役会] 15／15回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%) [指名報酬委員会] 6／6回(100%)	10年2か月	銀行、外資系金融機関等における経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく客観的な見地から、取締役会及び指名報酬委員会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な提言、助言を積極的に行っております。
やま だ 山田 和彦	取締役(社外)	[取締役会] 15／15回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%) [指名報酬委員会] 6／6回(100%)	6年9か月	弁護士として、特に企業買収、企業再編、企業統治、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見に基づく客観的な見地から、取締役会及び指名報酬委員会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な提言、助言を積極的に行っております。
さかもと 坂本 春生	取締役(社外)	[取締役会] 15／15回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%)	5年9か月	通商産業政策に携わる行政官として、また企業経営者や各種団体の責任者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく客観的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な提言、助言を積極的に行っております。
たか せ 高瀬 正子	取締役(社外)	[取締役会] 11／11回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%)	9か月	グローバルなIT企業における経営者としての経験並びにIT技術を活用した顧客課題の解決に関わる豊富な実績、及び技術潮流に関する幅広い知見に基づく客観的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、実践的な視点に基づく有益な提言、助言を積極的に行っております。

氏名	地位	出席回数	在任期間	主な活動状況
たか お 高尾 光俊	監査役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [監査役会] 16/16回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%) [指名報酬委員会] 6/6回(100%)	8年2か月	財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見並びに大手企業における企業経営者としての豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。
み かみ 三神 明	監査役(社外)	[取締役会] 9/15回(60%) [監査役会] 9/16回(56%) [独立役員会議] 0/2回(0%)	2年9か月	病気療養のため欠席した取締役会・監査役会・独立役員会議がありますが、それまでの間については、内部統制・内部監査・リスクマネジメントに関する豊富な知見や実務経験、大手商社時代に培った国際感覚並びに上場企業での常勤監査役としての豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。
た なべ 田邊 るみ子	監査役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [監査役会] 16/16回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%)	1年9か月	公認会計士としての専門性に加え、上場企業における経理財務業務、子会社監査役業務等の経験を通じた、財務会計・監査全般・コーポレートガバナンス等の分野における豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。

- (注) 1. 取締役 渡部恒弘氏は、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役に選任され、独立役員会議の議長を務めております。
2. 取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、監査役 高尾光俊氏は、指名報酬委員会の委員であり、監査役 高尾光俊氏は、指名報酬委員会の委員長(議長)を務めております。
3. 取締役 高瀬正子氏については、取締役に就任した2021年9月29日以降に開催された取締役会及び独立役員会議に関する出席状況を記載しております。

(iii) 社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を受けるほか、過年度における会計監査人の職務遂行状況や当該事業年度の監査計画の適切性並びに効率性等を確認のうえ報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、社債発行に係るコンフォートレター業務並びに内部統制支援業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難であると判断した場合等には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様へに直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目処とし、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。

当事業年度の期末配当は1株当たり52円とさせていただく予定です。これにより、当事業年度の年間配当は、実施済みの中間配当(1株当たり20円)と合わせて1株当たり72円となり、連結配当性向は50.3%となります。

連結計算書類

連結財政状態計算書(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	74,039
現金及び現金同等物	37,432
売掛金及びその他の債権	25,071
未収法人所得税	982
その他の短期金融資産	5,166
その他の流動資産	5,385
非流動資産	67,929
有形固定資産	2,346
使用権資産	4,654
のれん	45,960
無形資産	5,045
その他の長期金融資産	4,241
繰延税金資産	4,878
その他の非流動資産	804
資産合計	141,968

科目	金額
負債	
流動負債	49,161
買掛金及びその他の債務	16,751
借入金	1,990
リース負債	5,048
未払法人所得税	3,108
その他の短期金融負債	7,057
従業員給付に係る負債	8,112
引当金	0
その他の流動負債	7,090
非流動負債	22,378
社債及び借入金	14,427
リース負債	4,070
その他の長期金融負債	2,222
繰延税金負債	1,031
退職後給付に係る負債	17
引当金	481
その他の非流動負債	126
負債合計	71,539
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	68,718
資本金	6,929
資本剰余金	7,966
利益剰余金	51,986
自己株式	△1,001
その他の資本の構成要素	2,837
非支配持分	1,710
資本合計	70,428
負債及び資本合計	141,968

連結損益計算書(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	178,756
売上原価	131,897
売上総利益	46,858
販売費及び一般管理費	27,819
その他の収益	2,387
その他の費用	784
営業利益	20,641
金融収益	460
金融費用	134
税引前当期利益	20,967
法人所得税費用	5,307
当期利益	15,659
当期利益の帰属	
親会社の所有者	15,430
非支配持分	228
合計	15,659

計算書類

貸借対照表(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,394
現金及び預金	4,783
前払費用	420
営業未収入金	790
その他	1,399
固定資産	56,307
有形固定資産	450
建物	328
工具、器具及び備品	121
無形固定資産	416
ソフトウェア	67
ソフトウェア仮勘定	348
その他	0
投資その他の資産	55,440
出資金	830
関係会社株式	53,246
敷金及び保証金	651
関係会社長期貸付金	105
繰延税金資産	431
その他	175
資産合計	63,702

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,722
短期借入金	2,950
1年内返済予定の長期借入金	2,000
未払金	4,752
未払費用	437
未払法人税等	265
未払消費税等	147
預り金	11
契約負債	155
その他	2
固定負債	14,730
長期借入金	4,500
社債	10,000
その他	230
負債合計	25,453
純資産の部	
株主資本	38,090
資本金	6,929
資本剰余金	12,939
資本準備金	1,732
その他資本剰余金	11,207
利益剰余金	19,222
その他利益剰余金	19,222
繰越利益剰余金	19,222
自己株式	△1,001
評価・換算差額等	158
その他有価証券評価差額金	158
純資産合計	38,249
負債純資産合計	63,702

損益計算書(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		16,988
営業費用		6,898
営業利益		10,089
営業外収益		
受取利息	1	
その他	1	2
営業外費用		
支払利息	50	
社債利息	11	
社債発行費	60	
為替差損	92	
出資金評価損	31	
その他	38	284
経常利益		9,808
特別利益		
関係会社清算益	10	10
税引前当期純利益		9,818
法人税、住民税及び事業税	966	
法人税等調整額	△325	641
当期純利益		9,177

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月16日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 見並 隆一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、テクノプロ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月16日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 神 山 宗 武
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 見 並 隆 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、当該体制の運用状況及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月17日

テクノプロ・ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 斑 目 仁
監 査 役 高 尾 光 俊
監 査 役 田 邊 る み 子

- (注) 1. 監査役 高尾光俊、及び監査役 田邊るみ子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 監査役(社外監査役) 三神明は、病氣療養中に伴い2022年8月17日開催の監査役会を欠席いたしましたので、本監査報告書に署名いたしていません。

TOPICS

「技術」と「人」のチカラでお客さまと価値を共創し、
「持続可能な社会の実現」に貢献します。

国際的イニシアティブへの参画

国連が提唱する「**国連グローバル・コンパクト**」に賛同を表明する署名を行い、2021年10月21日付で参加企業として登録されるとともに、日本におけるローカルネットワークである「**グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ)**」に加入し、GCNJが主催する各種分科会に積極的に参加し、最新情報の入手と社内共有を行っています。

また、**気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)**の提言に賛同するとともに、賛同企業や金融機関が議論する場である「**TCFDコンソーシアム**」に加入しました。今後は、継続的に開示情報の充実を図ってまいります。



日本の技術者不足解消に向けて



学校教育ではカバーしきれない実社会に即したキャリア指導を提供するため、当社では2019年から中高生向けの特別キャリア授業を企画・運営しています。理系の仕事への関心を喚起する

ことで、日本の慢性的な技術者不足解消に貢献したいと考えています。(写真は、大宮開成中学・高等学校での様子)

また、理数系領域における女性の活躍を後押しするNPO法人Waffleとパートナーシップ契約を締結し、今後さまざまな企画で相互協力を行うことで、ダイバーシティを推進してまいります。



日本IR協議会「IR優良企業賞」受賞

当社は、一般社団法人日本IR協議会が主宰する「IR優良企業賞」において、2019年のIR優良企業奨励賞の受賞に続き、2021年は**IR優良企業賞**を受賞いたしました。



高く評価された主なポイントは下記の通りです。

- * 新任の経営トップが積極的にIR活動に関与
- * わかりやすい経営戦略や業界全体の説明
- * 投資家の関心事項をKPIと位置づけ積極的に開示
- * 経営方針、資本効率を示し、社外役員との対話も推進
- * 統合報告書や決算説明資料などIR資料の充実

男性の育児参加を促進



男性社員の育児休業の取得推進の一環として、特定非営利法人ファザーリング・ジャパンが主宰する「**イクボス企業同盟**」に加入しました。

当社グループでは、ダイバーシティ推進を経営上の重要なテーマに位置づけ、従前から働きやすい環境整備に取り組んでまいりました。さまざまな背景を持った人がともに配慮しながら協働することが、良い結果をもたらすということを経営者や管理職が深く理解し、従業員のキャリアと人生を応援しています。

当社の運営する情報サイト「テクノプロ Do」にもさまざまな情報を掲載しています。 <https://www.technopro-do.com/>

第 17 回 定時株主総会 会場ご案内図

■ 会場

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 2階
秋葉原コンベンションホール
TEL 03-5297-0230

■ 交通

JR 秋葉原駅(電気街口)	徒歩1分
東京メトロ銀座線 末広町駅(1番出口)	徒歩3分
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅(2番出口)	徒歩4分
つくばエクスプレス 秋葉原駅(A3出口)	徒歩3分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



<ご来場される株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご来場を予定される株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 会場の座席の間隔を十分に確保するため、ご用意できる席数が限られます。このため、ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場入口付近で検温を実施させていただきます。検温にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、ご入場のご遠慮をお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場内においては、登壇役員及び運営スタッフのマスク(一部は手袋等の着用)、アルコール消毒液の設置、その他感染予防措置を講じる予定でありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

※会場ホール内には、喫煙スペースは設けておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。
環境に配慮した「ベジタブルイ
ンク」を使用しています。